

平成28年第2回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平 成 2 8 年 6 月 1 5 日 (水曜日)

議 事 日 程 (第3号)

第1 一般質問

第2 陳情第28-9号 2017年度地方財政確立に向けた地方自治法第99条に基づく議会採択
について (お願い)

~~~~~

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第2まで

~~~~~

出 席 議 員 (18名)

1 番	橋 本 章 央 君	2 番	林 健 三 君
3 番	古 谷 幹 夫 君	4 番	緒 方 正 綱 君
5 番	岡 峯 久 雄 君	6 番	下 元 真 之 君
7 番	岩 井 優 之 介 君	8 番	水 間 淳 一 君
9 番	吉 村 アツ子 君	10 番	味 元 和 義 君
11 番	下 元 昇 君	12 番	堀 本 伸 一 君
13 番	楨 野 章 君	14 番	武 田 秀 義 君
15 番	中 屋 康 君	16 番	西 原 眞 衣 君
17 番	酒 井 祥 成 君	18 番	橋 本 保 君

~~~~~

欠 席 議 員 (なし)

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	中 尾 博 憲 君	副 町 長	森 武 士 君
政 策 監	山 脇 光 章 君	会 計 管 理 者	左 脇 淳 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋 口 寛 君	危機管理課長	野 村 和 弘 君
企 画 課 長	敷 地 敬 介 君	農 林 水 産 課 長	長 谷 部 卓 也 君

商工観光課長	下 藤 広 美 君	税 務 課 長	永 尾 一 雄 君
町民環境課長	植 村 有 三 君	建 設 課 長	佐 竹 一 夫 君
健康福祉課長	山 本 康 雄 君	上下水道課長	高 橋 一 夫 君
教 育 委 員 長	谷 脇 健 司 君	教 育 長	川 上 哲 男 君
教 育 次 長	熊 谷 敏 郎 君	学校教育課長	杉 野 雅 彦 君
生涯学習課長	辻 本 明 文 君	農業委員会会長	林 幸 一 君
農業委員会事務局長	西 谷 久 美 君	代表監査委員	中 岡 全 君
政 策 監	田 辺 卓 君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	山 脇 一 生 君	町民生活課長	佐々木 優 子 君
-----------	-----------	--------	-----------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	竹 本 英 治 君	町民生活課長	林 久 志 君
-----------	-----------	--------	---------

~~~~~

#### 事 務 局 職 員 出 席 者

|         |           |     |           |
|---------|-----------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 宮 地 正 人 君 | 次 長 | 酒 井 弘 恵 君 |
| 書 記     | 國 澤 みやこ 君 |     |           |

~~~~~

午前 9 時30分 開会

○議長（橋本保君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまより平成28年第2回四万十町議会定例会、第8日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は発言通告書受付順に従い発言を許可することにします。

9番吉村アツ子君の一般質問を許可します。

9番吉村アツ子君。

○9番（吉村アツ子君） 改めまして、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

私は今回、学校教育と高齢者福祉ということで四点を提案させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、子どもの生活習慣病の予防についてということで質問をさせていただきます。

生活習慣病の予防は子ども時代からということで、香川県三木町では地元医師会の協力を得て毎年秋に行う小中学校の健康診断の項目に血液検査を追加し、その数値をもとに健康指導を行ったりかかりつけ医に早期につなげたりすることで健康改善に効果を上げています。三木町で全国でも珍しい血液検査に乗り出したきっかけは、町内にある学校担当医の発案だったそうです。体調を崩し診察にやってくる生徒たちの血液検査と血糖値などに異常のあるケースが目立ち、肥満傾向の生徒が増えていることにも危機感を持たれていたそうですが、いずれも食生活や生活リズムの乱れ、運動不足によるものと推測できました。一般に学校健診は学業やこれらの発育に支障のある病気がないか、他人に影響を与える感染症にかかっていないかを見分けるのが目的であるため、血液検査は対象外となっていますが、子どもたちの異常を見つけ改善するためには、客観的なデータが得られる血液検査が必要と痛感して、中学校や町に掛け合って、1987年度から中学1年生を対象に血液検査を始めたそうです。

導入当初は学校関係者の一部にプライバシーの侵害などといった反対意見もあったために、血液検査は自院で行い、分析は当医院の自費で賄ったそうですが、その後三木町の事業、小児生活習慣病として予算付けされて、2009年度からは小学4年生も対象に加えたそうです。2014年度の受診率は中学1年生が90%、小学4年生が98.5%と、今では地域に定

着しているそうです。

血液検査で調べるのは、中性脂肪や血糖値などの14項目と、家族の既往症、生活習慣病に関するアンケート調査を実施、検査結果に基づいて正常範囲、一部異常だが経過観察、学校で健康指導、かかりつけ医の受診の4段階で判断されて、小学4年生は学校の健康指導の該当者と保護者が、また中学1年生は全生徒を対象に学校医による全体説明会を開いたり、養護教諭や栄養教諭による個別相談を行ったりして、生徒らの予防意識を高めてきたそうです。

生活習慣病の要因は、大きく分けて遺伝子と環境の二つであり、子どもの生活習慣改善は家族の協力が欠かせないし、子どもの生活改善は家族にも波及するとして、保護者を説明会に同席させ、家族ぐるみの取組によって正しい生活習慣や食生活を取り戻し、検査数値にも改善が見られたそうです。2011年度の検査では、小学4年生250人のうち22人が肥満と診断されて、肥満度の平均値が34.1%だったのが、3年後、中学1年になった2014年度の検査では27.1%に改善していたそうです。また、同様に痩せていると、糖尿病、動脈硬化に関する各項目でも改善が見られたそうです。

導入当初は中学1年だった生徒が現在40歳を超えて、三木町でも先駆的に始まった血液検査の成果が出てくるのはこれからとなりますが、40歳から74歳の対象者メタボ検査の結果と照らし合わせて、健康度を把握していきたいということでした。香川県は炭水化物に頼りがちな食習慣と自動車利用が多いことによる運動不足等を背景に、県民が糖尿病になりやすい環境だと指摘もされております。そこで、香川県は三木町に倣って各小学校4年生を対象に血糖値検査を行う市や町に対して児童一人当たり1,000円を上限に費用の半分から補助する制度を2012年から実施しており、2014年度には三木町を含む16市町村の約8,300人の児童が検査を受けて、早期発見、早期治療に役立っており、生活習慣病の予防は子ども時代からと実施しているそうです。これこそプライバシーの侵害と言われかねないのですが、子どもたちの健康を守るためには本当に重要なことだと思いますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長（橋本保君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） 今、議員のお話のように、児童生徒の学校における健康診断は、在籍する児童生徒の健康の保持増進を目的に行っております。学校保健安全法第13条で、学校においては毎学年、定期的に児童生徒等の健康診断を行わなければならないとあり、検査の項目として学校保健安全法施行規則第6条に、身長及び体重、栄養状態、

脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態、視力及び聴力等、11項目の検査項目が決められておりまして、健康診断をそれぞれの学校で毎年6月30日までに行っております。

健康診断の結果につきましては、学校保健安全法第14条では、学校においては前条の健康診断の結果に基づき疾病の予防処置を行い、または治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等、適切な措置をとらなければならないとあり、学校は児童生徒の疾病や異常の状態を保護者に知らせ、治療の勧告や治療状況を確認しています。このように、学校では児童生徒の健康状態を現在の健康診断の検査項目、結果で把握をして、保健指導を行っております。

議員のご提案にございました血液検査は、生活習慣病、それから鉄欠乏貧血などを発見するために有効でございます。生活習慣病については、今現在肥満度等で参考にしておりますけれども、今後、血液検査を実施している香川県であるとか、それからその他の先行状況のあります地域の状態も参考にしながら考えていきたいと思っております。

○議長（橋本保君） 9番吉村アツ子君。

○9番（吉村アツ子君） 是非香川県、近いですので、香川県なりで聞いていただいて、私も娘が嫁いでいる関係で早く聞いていました。一回こういうことも提案したらどうかなと思って今回させていただきました。是非聞いていただいて、またええところは取り入れていただきたいと思います。

次に、またピロリ菌の検査についてですが、これは、大人のピロリ菌は今、町の健診に入れてもらってやってもらっておりますが、今回のピロリ菌検査は中学3年生を対象にしたピロリ菌検査です。これは全国初ということで、佐賀県では2016年度から県内の中学3年生を対象に胃がんの主な原因とされておりますピロリ菌を各学校で実施しているそうです。健康診断の尿検査を用いての検査で、任意で感染の有無を調べて感染の疑いのある生徒には追加で再検査を行い、除菌治療費も県がこれは負担を全額しているようです。佐賀県ががんの死亡率が全国でも高く、若いうちに予防しておけば胃がんのリスクが大きく軽減されると期待されており、全中学3年生、約9,000人のうち5%がピロリ菌に感染していると想定して関連費を新年度予算に盛り込んでいるということです。これもピロリ菌は佐賀県がすごく胃がんで亡くなる方が多くて、今回、子どもの40年先の胃がんのリスクを取り除きたいということで、ピロリ菌の除菌に用いる薬の対象も15歳以上であることから、中学3年生を対象に検査を実施することになったそうです。若いうちに予防すれば胃が

んのリスクが大きく軽減されるということです。是非とも町の健診で大人がやっておりますので、15歳、中学生も対象に入れてもらえたらと思って提案させていただきました。よろしくお願いいたします。お考えをお願いします。

○議長（橋本保君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） 中学3年生を対象に、尿検査を用いてのピロリ菌検査ということでございますが、独立行政法人の国立がん研究センターが2011年に新たにがんを診断され診療された数を集計しています。標準化のり患比では、胃がんは全国を100とすると高知県は男女とも90未満となっております。佐賀県では、先ほど議員もおっしゃったとおり比率が高くなっておりまして、佐賀県の胃がんに対する関心の高さというものが感じられます。世界保健機構の専門研究組織は、胃がんの8割がピロリ菌の感染が原因であると発表しておりまして、ピロリ菌の有無について検査する方の割合も高くなっていると考えられます。

一方、四万十町ですが、口腔のフッ素化洗口を昨年度から全校で実施をしております。四万十町内で小中学校でも、学校病というものの一つである虫歯のり患率が高く、学校で予防措置を行うなど適切な措置をとる必要があると判断をしたからであります。

ピロリ菌検査につきましては、学校の検査診断の項目に現在入っておらず、現在学校のほうは実施しておりませんが、しかしながら佐賀県等の実施状況もまた視野に入れまして、今後の状況について注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） 9番吉村アツ子君。

○9番（吉村アツ子君） またこれも提案ですので、できることでしたら若いうちからピロリ菌除菌をお願いしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

今度はがん教育の視点ということで伺いをいたします。がん教育の視点として、東大病院でがんの放射線治療に当たっている臨床医学准教授が、がん対策の遅れという潮流を変えるには学校でのがんを学ぶ体制が必要と考え、7年以上も前から全国60か所以上の学校で3,000人以上の生徒を対象にがん教育を実践しているそうです。この准教授によりますと、日本は男性の3人に1人、女性の2人に1人近くががんに罹患する世界一のがん大国であり、毎年100万人近くががんと診断されて、37万人が死亡しているのが国民病と言えるがんに対する知識を国民は知らないし、がんのことを習おうという人はほとんどいないはずで、それどころか体のこと、病気のことをあまり習わずに大人になった日本人がほ

とんどであると言われていました。

わが国ではがん死亡率は年々増える一方だが、多くの欧米先進国では減少に転じています。日本はがん対策の後進国と言える。この問題の背景には、急速な高齢化もあるが、国民ががんを知らないことが根本的な原因と考えています。がんの予防の早期発見は、僅かな知識の有無が左右するし、治療の選択には正に情報戦と言えるからです。実際下げ止まりを見せる、喫煙率は低いがん検診受診率、手術偏重のがん治療、緩和ケアの遅れなど課題は山積しています。2007年にはがん対策基本法が施行されて、10年でがん死亡率を20%削減という目標が立てられましたが、現実には17%ととどまる見通しであると言われていいます。がん教育を受けた中学2年生、約1,100人を対象に、受講の前後と、さらに半年後にアンケート調査を行ったところ、受講前のがんは生活習慣病の一つと考えられる病気と答えた生徒は31%だったのが、受講後は86%まで上がり、半年後でも65%とかなりの割合で認識されていました。また、予防できる病気に対しての受講前が23%で、受講後は84%に上がったそうです。半年後でも64%と定着するなど、がん教育はがんに対する生徒のイメージを大きく変えており、また受講後は89%が家族にがん検診を受けるよう勧めたと答えるなど、子どもから親への逆世代教育も進むと期待ができると言われています。

文部科学省もがん教育のあり方に関する検討会を立ち上げ教育改革に当たるなど、がん教育の実施に向けて大きなかじを切ったと言われています。来年度からは全国の小中高校で保健体育を中心に道徳や総合学習の時間を使ったがん教育が始まろうとしております。がんの原因、予防法、早期発見、治療法、緩和ケアなど教える内容は幅広いですが、一番のポイントはがんを理解することで、命の大切さを学ぶことであり、そのためには医師やがん経験者など、現場を知る人が出向いて正しい知識や経験を語ることは欠かせないと思います。がん教育は生と死を考えるきっかけともなり、子どものいじめや自殺防止にもつながる可能性があると思います。家族をがんで亡くしたり、自身が小児がんを経験したりする生徒もいるだろうから、十分な配慮やケアが必要であります。がん教育が広がれば日本でも欧米並みにがん死亡を減らせると期待していると報じられておりました。

そこで、四万十町でも小中学校で専門の方からがん教育を推進してがん死亡を減らす取組ができればと思うところですが、お考えをお伺いいたします。

○議長（橋本保君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） がん教育の推進ということでございます。小学校のがんについての教育は、学習指導要領では小学校5年及び6年の保健で、病気の予防という内

容で生活行動が係わって起こる病気の予防及び喫煙、飲酒、薬物乱用と健康について理解できるように学習がなされています。

中学校では、3年生の保健分野で健康な生活と疾病の予防という内容で、生活習慣と行動、それから喫煙、飲酒、薬物乱用と健康ということについて理解を深めていきます。具体的には、中学校の保健分野の教科書がございますが、がんについて喫煙や塩分の取りすぎ、野菜、果物の不足などはがんにつながりますというふうに記述されております。また、1ページを割きましてがんの発生率、それから部位別の割合、それからがんができる仕組み、がん検診の受診率を向上させる取組例などが具体的に記載されております。それから、活動として、家の人に向けてがん検診を進めるメッセージカードをつくる取組というものも紹介されています。

小学校の保健の教科書では、主な生活習慣病の中にがんが位置付けられており、また日本人の死因の内訳のトップにがんを位置付けており、もっと学習するための発展としてがんの予防というものが掲載されております。日本では2人に1人ががんになると言われております。この保健の授業でがんが生活行動が係わって起こる病気として取り上げることにより、よりよい生活習慣への改善を意識して、がんに対する正しい理解と、健康と命の大切さについて考えてほしいと思います。そのためには専門的な講師を招へいして学習を行うということは大変効果的でありますので、教育委員会でも学校の要望に応じまして、ほかの組織と連携をとりまして取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 9番吉村アツ子君。

○9番（吉村アツ子君） また是非そのようにしていただけたらと思いますが、またこれも香川県でのことです。香川県でも7年以上前より、60か所以上の学校で実施して、全国です。やっているようですが、香川県では2011年に施行されたがん対策推進条例に基づいて、小中学校、高校でのがん教育の普及も進めているそうです。授業では公営財団法人とか日本がん協会が作成したDVDを使ったり、保健師が現場でいろいろ指導に当たって、がんの正しい知識を学習しているようです。がんは誰でもかかる可能性を持って、自覚症状がないまま進行する、その特徴を説明するなど、いろいろ保健師が入ってやっているようですので、またそれも香川県のほうでも是非そういう、手近というか身近なところからできますので、またできたら聞いていただいたり、またそういうがんの勉強をさせていただけたらと思いますし、私も最近でしたが、がんで友人の旦那さんが亡くなったのです。

が、本当にがんで亡くなるということは話を聞いても大変だなと思いますので、早期発見、早期治療で治ると言われておりますので、是非子どものときからそういうがんについての取組を勉強させていただけたらと思いますので、またよろしく願いいたします。

続きまして、次は振り込め詐欺などの予防策についてお伺いをいたします。

高齢者を狙った詐欺事件が多発しております。詐欺電話から高齢者を守るため、栃木県では昨年9月から振り込め詐欺などの特殊詐欺を防止するために市内の高齢者宅にポップアップシールを配布しているそうです。このシールは固定電話の受話器を置く部分に張り付けるもので、受話器をとると跳ね上がって、「待った。その電話、詐欺かも」というようなことを書いたもので警告するもので、今までも注意を呼び掛けてきたが被害者が続くため、民生委員や高齢者ふれあい相談員を通じてこれまでに9,000枚を配布したそうです。利用している高齢者の85歳の方は、シールのおかげで詐欺に気を付けようという注意力が高まると話していたようです。神奈川県警は、手型のポップアップシールを作成しているようです。

一昨年の特種詐欺の被害は約15億6,000万円に上り、前年から倍増しており、そのうち電話間被害が3割を占めているようです。県下でも平成27年度中に詐欺事件が発生して、高知県でも53件発生して、被害額が1億2,757万8,438円ということで、これはまた四万十町でも昨年2件の発生がありました。それで149万9,130円の被害があったということで聞いております。電話中に喚起できることで、詐欺被害を防げるところですが、高齢者を守るためにこのようなポップアップシールの配布はできないでしょうかということで、お伺いをいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（橋本保君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） それでは、振り込め詐欺などの特殊詐欺から高齢者を守る手段としてポップアップシールの配布はできないかとの趣旨のご提案で、高齢者対策の観点では健康福祉課にも関連するわけですが、商工観光課のほうが消費者行政を担当しておりますので、私のほうでご答弁を申し上げます。

議員からは全国や高知県、また本町の被害状況も交えながらポップアップシールを配布している自治体などの状況やその効果について述べていただきました。特殊詐欺の被害状況につきましては、私も窪川警察署や関係機関などの資料で一定調べておりますが、先ほど議員がお話しされたとおりの状況でございます。

ただ、一点だけ付け加えさせていただきますと、本町の今年の5月末までなんですが、

幸いにしまして被害はないということで情報を得ております。

さて、本町の特殊詐欺の被害防止に対する取組でございますが、広報誌への掲載、またチラシ等の配布などのほか、昨年は窪川警察署と健康福祉課の職員の皆さんが、被害防止の寸劇を行っております。また、四万十町の地域安全協議会や農協など、町内の事業所の皆様にもいろいろな角度で協力をいただいております。

被害金の多くはATMや金融機関窓口を利用して送金されていることから、金融機関の職員による利用者への声がけも被害防止につながっておりまして、町内の金融機関にはその点のご協力もいただきたいというふうに思っております。

特殊詐欺の被害件数は、先ほど議員がおっしゃられたとおりでございますが、平成23年度からと見えますと、平成26年度は一昨年と言いましたけれども、平成26年度は多かったです。平成27年については減少傾向になっております。そして本町の被害件数も少ないということですが、詐欺に遭った場合の被害額は高額になりますので、住民等への注意喚起の対策は必要であると考えております。ご提案のポップアップシールの配布につきましては、住民の皆さん、また高齢者のニーズ、要望などをお聞きする必要がありますので、その点も踏まえまして検討する必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） 9番吉村アツ子君。

○9番（吉村アツ子君） それで、この間、先月でしたか、高知市でもほかの詐欺ですけど、大丸の従業員を名乗る男女からキャッシュカードをだまし取られて、高知市内の80歳の女性が2人ですか、435万円を引き出されたというような被害もあります。また、今朝私が出てくる前にNHKのニュースでも取り上げられておりましたが、今回は若い方も被害に遭っておられたようです。なかなか最近は詐欺のほうも巧妙になって、なかなかいろいろな手を使って高齢者をだましたり、いろいろな人をだますようなので、出てきておりますので、もう是非、やっぱり高齢者の方は老後を考えてお金も貯蓄していると思うんですが、やっぱりそういう高齢者の方を守るためにも、また考えていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

ちょっと時間が早くなりましたが、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本保君） これで9番吉村アツ子君の一般質問を終わります。

続きまして、6番下元真之君の一般質問を許可します。

6 番下元真之君。

○6 番（下元真之君） 心の準備ができておりませんでしたので、ちょっとびっくりしているわけですが、議長の許可をいただきましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。

私、今回は三点、林業行政と教育行政、防災行政について通告をさせていただいております。

林業行政については、前回の3月議会におきまして時間が足りなくて質問ができなかった点について、おが粉の製造工場について通告をさせていただいております。

また、教育行政については、これも以前に質問をしたことがございますが、モルタルでできている校舎の木質化についてということで、建て替えも含めて方向性は定まったのかといった視点で質問をさせていただきたいと思います。

防災行政につきましては、これは3月議会の当初予算の審議の中でも質問をさせていただいておりましたけれども、避難所用の高性能ラジオの整備についてということで、3月議会のすぐ後に、4月に入って熊本で大きな地震があったわけですので、そういった視点で質問をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、通告書に従いまして進めていかさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、一点目のおが粉製造工場についてということで通告をさせていただいております。視点といたしましては、大きな町の財源も投入して整備をしているわけですので、この施設を有効活用しなくてはならないということ、この施設を有効に活用しながら町内資源を循環型に利用していくまちづくりのきっかけにさせていただきたいという視点で質問させていただきたいと思います。ですが、それに入る前に一点、この3月の議会で私、これを質問しようということで準備していたわけですが、そのときにはその春から受け入れが始まるのではないかなというふうに思って質問を準備していたわけです。それが、今、この時期になってもまだ始まっていないと。これがいつから始まるのかなということ、そしてまた、どのように利用活用ができるのかということも全然聞こえてこないわけです。そういったところが、まず質問に入る前にどうなっているのかなと。もう全然熱意も感じられないといった感じがするんですが、町民に対してどのように広報していくのかということも含めて、もう3月議会から3か月もたっているわけですので、その考え方をまず一つ、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） まず最初に、いつから活用ができるのかという点について、お答えをしたいと思います。

まず、活用の時期の周知でございますが、6月の、今月の第2回目の回覧文書のほうで、全町に回覧文書を配布し、7月から本格的な持ち込みの開始ということでご紹介をさせていただきたいというふうに考えております。

引き続き、本題の。

○議長（橋本保君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） まだ知らせはしていないんですが、6月中の回覧文書で回して、7月から受け入れが始まるということでございましたが、町民の方々、どんな形で受け入れてくれるのかもいまいち想像ができていないと思うんですね。そんなことも含めて広報の仕方ということで、私が思っておりましたのは、ケーブルテレビの中だけで軽トラに荷姿P27 訂正ありというか積んだ姿を映して、場所はこういった場所ですよと、こういうふうに出せますよと。これぐらいが出せるとこれぐらいの金額が入るんですよというのをうまく広報すると、そういったことを繰り返していくということも提案をさせていただいておきたいと思います。

それでは、一つ目の質問に入らせてもらいますが、町民の山林資源を有効活用するためのおが粉工場だが、材が集まる仕組みができておりますかということで、通告をさせていただいております。これは前回質問の中で自伐林業家に対する研修のことも出ていましたので、その研修の成果をどういうふうに見ておりますかという視点で質問をしたものでございました。そういった意味で、新規に材を出してくれる人、こういったものが町のほうでは見えておりますかということで、一点目の質問をさせていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） それでは、お答えをいたします。

まず、冒頭の町民の皆様への周知につきましては、議員ご指摘のとおりケーブルテレビのほうの活用も当然、視野に入れておりますので、できるだけ分かりやすい広報に努めていきたいというふうに考えております。

続きまして、材が集まる仕組みができておるのかという点について回答を申し上げます。平成28年度の、本年度林野庁の実証事業を活用したおが粉工場でございますが、この6月下旬以降の乾燥おが粉の需要量の見込みとしては合計約1,000tを見込んでおります。

施設での生産計画では約1,000tの乾燥おが粉の製造と、それに加えてチップ製造、これを約240t、こちらの製造を林野庁に向けての実証事業として計画しておりまして、先日も森林組合と林野庁へ出向き、担当者とヒヤリングを行ってきたところでございます。これらに必要な原木は、森林組合の北ノ川山元貯木場で発生する低質材が年間約3,000m<sup>3</sup>ございます。こちらのほうを確保することで一定の調達が可能であると見込んでおりますが、平成29年度以降、将来に向けたおが粉の安定供給とチップ販売等による事業運営のためには、生おが粉や原木の安定的な調達方法の仕組みづくりが重要と考えております。現在も生おが粉の調達先やチップ販売先などの新たな流通販路の開拓に取り組んでおりますので、本年度の実証事業を行う中でしっかりと評価と検証を行っていきたいと考えております。

もちろん材が集まる仕組みとしましては、森林組合だけが取り組むものではございません。地域資源である未利用材の活用のために地域の人が係わられる、そのための施策も重要であるというふうに考えております。

昨年度に引き続き、自伐林業研修の委託事業を計画しているところですが、内容としましては、昨年度の内容を一部見直し、基礎コースを含め高知県小規模林業推進協議会の会員が受けられる補助制度にも連係する研修内容なども組み込むよう、現在、森林組合と調整もしているところです。年間の日程としてお知らせできるよう考えておりますので、地域でのご協力もお願いしたいところでございます。県下でも木質バイオマス発電や大型製材所の稼働により、原木需要が高まっております。先ほど説明いたしました研修などを通じて、多くの林家の皆様からの搬出も期待をしているところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 答弁をいただきましたが、年間1,000tの見込みで、その分については現状出てきている分で対応できるのではないかという発言だったと思います。そして、また新たに町内の一般の方からも出していただけるようにという視点では、昨年引き続き研修、自伐の研修を進めていくんだと、そういった視点だったと思います。

町長も、最初に新たに1億4,000万円も投入して施設整備を充実させていくときに、私たちの全員協議会の中でも大きなお金を入れていくということで、町民の方々にも大いに利用してもらわなければ困るんだといった趣旨の発言も度々されていたというふうに思います。そういった意味からも、やはりもっともっと宣伝をしてアピールをして、町民に分

かりやすく周知していつていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

二つ目の質問で、材の受け入れに通貨券を補助し新規参入者を増やし、初期稼働のエンジンの源とすべきではないかということで質問を通告させていただいておりますが、これの視点といたしましては、先ほど自伐の研修ということがありましたけれども、そういったことで新しい人、今まで山に入って取り組んでいなかった人の新規参入を増やしていくといった視点でも、この初期稼働のエンジンとして地域通貨券を補助するという仕組みを考えてはどうかというところで、春に質問を準備していたわけです。町の考え方としては、一定、ずっと答弁いただいているのは、この実証期間中は考えないということは伺っているわけですが、またあえて同じ質問を載せさせていただきましたのは、そうやって新しい方を、こういう通貨券の補助という仕組みをつくってでも、最初の稼働には町内の山が動いているぞというものを町内、町民に知らせるべきではないかという視点での質問でございます。一定、町の考え方は聞いておりますけれども、あえてもう一遍、考え方を教えていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） お答えをしたいと思います。

議員がおっしゃられましたように、このご質問につきましては3月議会において2番議員からの一般質問の中で、山主から木材を集めるために買い取り価格に補助金を出すなどの価格の上乗せを行う計画はないのかというご質問をいただいて、その中でお答えをさせていただいたところなんですけど、今、議員がおっしゃられましたように、本町としましては現時点では実証期間ということもありまして、価格への上乗せというものは考えておらないわけなんですけど、平成29年度以降については、実証結果や他のバイオマス施設の動向を見極めながら検討をしたいというふうに考えております。

買い取り価格については3月議会のほうで回答しておりますので、その点は説明は省略させていただきますが、議員への具体的な答えになるかどうかちょっと分かりませんが、山から出してくる仕組みとしては、今行っております間伐などの森林整備をもっと増やしつつ、バイオマスへの供給量も増やしていくという方法でなければならないというふうに考えております。そこで、町としましては国庫事業や県単独事業のほかに四万十川流域豊かな森林保全事業という町独自の補助制度も整備しておりますので、これらを活用していただき、さらに森林整備を行いつつ増産のほうも図っていきたいというふうに考えて

おりますし、先ほど申し上げました自伐林業者等育成研修の事業に併せ、小規模林業を実践する上で必要な機械器具のレンタル、購入の支援策等についても取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 町単の補助事業もいろいろ整備をしているので、新たなそういう参入者も、そういったことを利用しながらも、研修を踏まえながらも、増やしていきたいということです。ここで町長にやっぱり聞いておきたいのは、先ほど私、申し上げましたが、大きな財源、お金を入れているので大いにこの施設を利用してもらわなければ困るという発言もされておりました。それにしても宣伝とかアピールがやはり今年になっても少ないんじゃないですかということも指摘させてもらいましたが、この通貨券のところで私が考えておりましたのは、施設を整備しましたよというだけでは、待っているだけでは一般の方からの材は増えてこないのではないですかという視点でこの質問を準備しておりました。例えば、1tあたりに1,000円の通貨券補助をするとしたら、10tで1万円です。100tで10万円、1,000tで100万円の通貨券補助なわけです。これを、その1,000tというのが今回の目標にしている数字だというふうに言っておりましたけれども、私、少ないなというふうに思うんです。というのがどういうことかといいますと、例えば軽トラックにちょっと多目に積ませてもらったとして500kg、軽トラックに2台で1tなわけですね。それがこの100万円分の地域通貨券を準備することで2,000台分の軽トラックが動きますよということなんです。それが1,000tです。2,000台分。例えばこういうふうに100万円の地域通貨券を何とか町民に利用してもらおうんだということを目指にするのならば、2,000台分の地域の中での軽トラックが動くということなわけです。例えばこれを150万円にすると3,000台分の地域の軽トラックに積んだ材が動くということです。そうしたら、研修をしてもどうやったらそうやって2,000台分の軽トラックを町内で動かす、出さすのかと、そういうことが目標になる研修が組めると思うんですよね。ただそうやって施設を構えただけでは動きはせんというふうな視点から、この地域通貨券の提案をしているわけですが、どうでしょうか、町長。検討してみたいかがでしょうか。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答えを申し上げたいと思います。今、下元議員の本当に前向き

の提案は非常に、自分自身ありがたいというふうに思います。全体的に申し上げますと、地域全体の例えば集材、そして選別、それからシイ材の分別といいますか、そういったものは山元の駄場に一応整備をさせていただいております。全体的な基盤整備については一定進んだところですが、議員のご指摘のとおり、今後自伐林家ということを掲げて町も取り組んでおりますので、本当に2番議員の質問には、先だつての議会では補助金的なものは今のところ考えていないようなご回答をさせていただきましたが、この何年かにおいて、そういった言わば地域の循環、またやってみようという意識付けには非常に有効な手段だというふうに自分自身は考えております。ただ、ちょっと情報提供が遅れておるといのは、近々森林組合の総代会がございます。新理事、理事の交代がございまして、言わば、今回、事業主体が四万十町森林組合ということでございまして、一定その辺の合意形成が出ていないので、我々が先に周知をするというのはちょっと控えさせていただいたところでございますので、この24日だと思いますけれども、そこの組合の決定をもって、なるだけ早期にまた動きを付けて、またご紹介もさせていただきたいと思います。

先ほど担当課長が申し上げましたが、また同じような、昨年と同じようなご答弁をさせていただきましたけれども、今の件については私も非常に有効な手段だと考えておりますので、ずっと末代までもということではなくて、一定、自伐林家から言えば、取組の意欲を醸成するという意味では前向きに検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 答弁をいただきました。そのように具体的に目標を立てて、100万円分の地域通貨券を町内の一般の町民の方々に利用してもらうのであれば、約2,000台の軽トラックが動くんだという、動かそうと、そういうふうな視点で取り組んでもらいたいというふうに思いますし、<sup>P27 訂正あり</sup>実際こういう実績がほうぼうの自治体であります。その地域通貨券も単なる商品券というものではなくて、山を守る券、山守券として通貨券を出してみたり、宝の山でもう一品券ということで通貨券を出してみたり、そういうふう<sup>P27 訂正あり</sup>に地域にお金落ちる、地域にお金落ちたその通貨券は山を関係しての券ですよということを町民に知らせていくと。そういった取組をしている自治体も、全国方々で出てきておりますので、取組についても是非調べながら、この施設を有効活用して、循環型のまちづくりを進めていただきたいなというふうに思います。

一点目の質問は以上で終わらせていただきます。

それでは、二点目の質問のモルタルの校舎の木質化についてということでございます。これは以前に窪川中学校の内装木質化を提案しておりましたけれども、建て替えも含め教育環境改善の方向性は定まったかということで通告をさせていただいております。視点としましては、町内で最も多くの生徒が通っている、学んでいる校舎、これの教育環境が良くないということです。今の雨期は校舎の中が水浸しのような状態にもなるし、乾季には乾燥しすぎて大変寒いと。こういった視点で前回、何年か前に質問を準備させていただいたわけです。県外でも数多くの実績がありますし、こういったことで木質化を進めていきますと、町産材の活用であるとか、町内の雇用にも有効だというような視点で前回は質問を準備させていただいております。当時の教育委員会の考え方としましては、耐震化工事を行った施設は、50年を経過したところで建て替えのめどとはしているんですけれども、そういった耐震化の工事を行った施設は10年経過する前に取り壊しはできないんだということだったと思います。そして、非構造部材の耐震化が終了した後の平成27年から平成28年に計画を作成するんだといった答弁がなされていたと思いますが、その後の状況はどういった状況なのか、まず教えていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 教育次長熊谷敏郎君。

○教育次長（熊谷敏郎君） お答えさせていただきます。先ほどはおが粉の製造、そしてその後は木質化ということで、3月までそれを積極的に推進していた部署にありましたので、ちょっとやりにくい答弁でございますが、今の立場で精一杯答弁させていただきたいと思います。

これまで具体的に木質化について検討したのか、またその後の方向性は定まったのかと、そういったことについて検討したのかというご質問がございました。これは結論から申しますと、十分な検討はまだですという答えしか今、できません。確かに議員おっしゃいましたように、平成25年6月定例会におきまして、窪川中学校の内装の木質化につきましてご提案も含めていただきまして、ご質問もいただきました。そのときのお答えを要約してみますと、窪川中学校を含めまして昭和40年代初めに建設された学校もありますので、10年ぐらいのうちに計画的にどうしていくかということを検討しなければならないと。そして、その際には建て替えだけではなくて一定の期間、使用年数を延ばすような長寿命化も含めて検討していきたいと。そしてその検討をする際には、当然ながら木質化についても検討していきたいという内容の答弁をさせていただいているところでございます。主にこれまでは施設の耐震化に向けた改修を、全力を挙げて行ってきたところでござ

いまして、このような古い施設の整備についてはこれから具体的な協議ということになっておりますので、先ほど申し上げましたように具体的な木質化についての検討はできていないというのが正直なところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 答弁いただきました。この前回の質問は、町長も教育長もこの新しい体制になる前だったんだろと思いますが、ここから後、建て替えになるのか、建て替えにするにしてもまだ耐震化工事を行った後の10年ということを考えますと、まだしばらく期間もあるわけです。そういったことを考えますと、ここから後まだ何年もこの状態のままで使っていかなければならないわけです。窪川中学校に入りましてすぐ右側のところ、少しだけ木質化を、簡単な木質化をしているところがありますけれども、学校訪問、伺いますと、もうあの壁だけをやっているあの少しのところ、あれだけでももう湿気が全然違うんですということを伺ったことがあります。そういった意味からも、建て替えの方向性というものが何となく見えているにしても、まだしばらく使わなくちゃいけないので、少しずつでも内装木質化については取り組んで子どもたちの教育環境、学ぶ学習環境を整えていくべきではないのかなというふうに考えますが、そこら辺についてはどうでしょうか。

○議長（橋本保君） 教育次長熊谷敏郎君。

○教育次長（熊谷敏郎君） 部分的にでも行っていったらどうかというご質問でありましたが、その前に町内の学校施設の現状というのを少しお話しさせていただきます。

学校施設の整備につきましては、先ほども申し上げましたように、前年度まで耐震化を主な目的といたしまして、建物本体とか、それから窓ガラスなどの、非構造部材と呼ぶようですが、そういったところの各校の改修を行ってきたところでございます。これで耐震化は一段落したということでもあります。これから先は優先順位をつけまして、各校の改修等の耐震化以外の施設整備を行っていかなければならないということになっております。ちなみに本年度は、老朽化しております東又小学校のプールの整備に向けて基本設計などを行う予定でございます。そして校舎だけちょっと言ってみますと、建築年度順に申し上げますと、一番古いのが興津小学校で、昭和40年に建築されております。その後、十川中学校、北ノ川小学校、十川小学校、そして昭和47年建築のこの窪川中学校が五番目に続くわけでございます。そういったことで、順番に建築していくのかというようなことも

あろうかと思いますが、この窪川中学校も校舎の壁面が外側が剥れるなどの危険箇所もちょっと見つかっておりまして、窪川小学校と共にちょっと点検もして、結果によっては修繕も必要、しなければならない状況でございます。このように今後の施設整備に向けましては、建築された年度をまず基本として、それから先ほど申し上げましたような危険箇所が見つかるというところ、そういったようなことも考慮しながら長期的な計画を策定していくということでございます。

その際に、当然ながら長寿命化、そして木質化などについても検討させていただきたいと思います。そして、いよいよ長くなりましたけれども、部分的にでも整備はできないのかというご質問でございますが、工法といたしましては、やはりコンクリートの上に木材を張り付けるという形になろうかと思っておりますので、床の場合でありましたらどうしても部分的にやれば段差ができるということで、バリアフリー化がちょっとどうなのかなという影響が出てくるということもあり得る。それと、床だけでなく扉などの高さもちょっと変わってきますので、そちらのほうも改修が必要ということです。そして、下側だけといいましょうか、腰壁といいましょうか、下側の側面だけをかえた場合には肝心の床の湿気がある部分が改修できないということ、それとまた経費が結構掛かるということもあって、それから工事期間も注意しなければなりません。やはり学校は夏休みが一番長いわけですので、その間に終える必要がありますので、そういう期間も考えなければならないということで、教育委員会といたしましては、大規模に改修を行うときにでき得れば木質化についても行いたいという考え方を持っているところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 答弁をいただきましたが、前回もこのような答弁だったと思うわけですが、私の思いとしましては、大規模改修をするときにそこまで待たせるのは町内で一番たくさんの生徒が学んでいる学校で、これはあまりにもむごい。教育環境もあまりにも悪すぎるのではないかと、そういった視点で前向きに考えてもらいたいなというふうに思っていたというわけです。

ここから後の方向性がどんなふうになるのかということも含めて、教育長にはその方向性を定めるときの考え方というものを聞いておきたいというふうに思うわけですが、大きなお金を入れて耐震の工事も済ませているわけです。平成25年からは国の補助金のメニューとして長寿命化改良事業ということが創設をされたわけです。しかし、つい先日の新聞

でも紹介されておりましたように、木造の3階建ての校舎の整備を自治体に奨励していこうというような記事も出ていたわけです。そういった方向性を定めるときに、長寿命化で大きなお金も入れて耐震化も済ませている長寿命化で考えていくのか、これから後も新たに建て替えていく方向で考えていく、それを定めるときの考え方、教育長の中にあるのであれば教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（橋本保君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） お答えをさせていただきます。お答えというか考えということにもなろうかと思えます。

教育環境、学ぶ環境整備、そういったことについては非常に大事なところであります。窪川中学校だけで考えてみますと、私も窪川中学校、今の窪川中学校の第2期生ということになりまして、大変、校舎等統合してから確かに古くなっておるところでございます。当時約800名の生徒がおりまして、現在は300名弱という生徒数減少になってきておりますけれども、そういった校舎についても老朽化が進んでおりまして、耐震化のほうも図ってきたところでございます。

先ほど議員申されたところの木造の学校づくり、木造3階建て校舎の手引きというところも今年の3月に出ておるところでございます。そういったところも、非常に国のほうもそういった木を使つての学校づくり、外装のみならず全体のみならず内装についても、そういったところも進めておるところでございます。非常に温かみがあるというところで学習環境についても最適であろうと考えておるところであります。しかしながら、今のところ、先ほど次長が答弁させていただきましたが、どういう形で老朽化をされておる、あるいは改修時期を迎えてくる建物については、まだ結論というところまでは至っておらないわけでございますけれども、できるだけ、できるだけというよりも木質化のほうに向けて、例えば建て替えをする、あるいは長寿命化を図る、そういったところも検討していかなければいけないと思えますけれども、そういった中で木質化、そういったところも考えて、是非に取り入れ、学習環境、そういった教育環境の整備というところを図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（橋本保君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 教育長の考え方、そういった考え方で定めていきたいという考え方はお聞きしましたが、町長にもお聞きしておきたいのは、学校統合をして、これから新たに学校統合して窪川中学校が、教室が足らなくなるというようなことはないわけです。

大きなお金も入れて耐震化も済ませているわけです。そういったものを建て替えるというふうになりますと、またこれは大きな財政の負担が必要となってくるわけです。私たちの教育民生の委員会でも学校訪問させていただいたときにも、委員の中でも様々に考え方があります。もう先ほど教育長、次長が言われたように壁も落ちてきているところもあるとか、そういったことも含めると、これは建て替えの方向で行かないかんがやないかという発言をされる方もおりますし、私もそうですが、私はこうやって大きなお金も入れて教室数も不足するようなことはないということで、長寿命化の方向で内装木質化で考えていくと、財政の負担面からも随分違うんじゃないでしょうかと、私はそういった現在の建物を利用して内装、校舎を木質化して長寿命化を図っていくべきではないかなというふうに考えるわけですが、町長はそういったところ、大きな将来への財政負担も必要になる建てかえというところを含めて、どんなふうに考えるのかなというところを聞かせておいていただきたいと思います。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私の町長としての立ち位置から教育環境、学校の今後のあり方というのを回答させていただきたいと思います。

基本的には、今日いただいたご提言、ご意見を含めて、教育委員会の主体的な、言わば計画が基礎となると思いますが、私が今お預かりして、予算編成の最終的な責任者としては、様々な部分でやはり効率的に投資効果を上げていくというようなことを中心に考えております。ですから、やはり今の人口推計を見たときに、今後これは公表するかせんか、できるかできないかは別にしても、町としてのしっかりした考え方を持ってこなけりゃならないというふうに思います。ですから、その中でやはり使っていけるものについては使っていくと。そして、新たにコンパクトに造っていくものは造っていくという考え方のもとで、今後対応させていただきたいと思います。

今日いただいたご意見は、私のほうも十分に認識をさせていただいて、今後の効率的な財政運営、さらには、何といたってもこの町内で生まれた子どもは当然、家族の宝でもございますけれども、町の宝でございますので、よりよい環境での教育というのは、私の立ち位置からもしっかりやっていきたいというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 答弁をいただきました。この内装木質化につきましても、全国で

実績、実例がたくさんあります。内装木質化にただけでもう、新築になったような環境ができているところがたくさんあります。木質化の優れた点は、湿気を調節する調湿の機能、それから工期が夏休みを利用して短期で済むことが考えられると。それから、うちの場合ですと町産材を使えることを考えていくということで、地元にもお金が回っていく、落ちていく。そしてその雇用も、地元の業者を入れていくことで雇用も生まれると。そして何よりも、やっぱり子どもたちの学習環境、教育環境を改善、向上させていくことができる。そしてやっぱり、町長に今、答弁いただいたのは財政面ですね。財政的な将来への負担が軽減されると、こういった視点も置きながら、教育行政の担当の教育委員会と町側と十分話をしながら、早期に子どもたちの、本当にこの梅雨の時期に学校に行ってもらいたいんですが、もうつつるの、バケツで水をまいてそれをモップでかけたような状態に、雨が続くとなってしまうようですので、そういった環境の改善に努めていただきたいということをお願いして、2問目の質問を終わらせていただきます。

続きまして、三つ目の防災行政についてでございますが、避難所用の高性能ラジオ整備についてということで通告をさせていただいております。熊本地震での避難状況が連日報道されていたら、高性能と付けましたが、ラジオがどれほど役立ったと考えるかということで、通告をさせていただいております。

視点といたしましては、わが町に整備しようとしている高性能ラジオは1台が17万円もする高額なラジオであります。そういったこともありますので、実際に被災地に四万十町の役場職員も行かれたということですし、危機管理課の課長も自分でも足を運ばれたということでございますので、被災地で避難施設でラジオの利用ということがどれぐらい目にとまったのかな、耳に聞こえていたのかなと、こういった視点でまず1問目は質問をさせていただきたいと思います。現場はどのような状況だったのかということでございます。

○議長（橋本保君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） お答えさせていただきます。

高性能ラジオがどのぐらい活用されたとか、被災地の現状というところですが、まず最初に、被災地自体における通信、放送の確保に関する対応状況のほうを簡単に説明させていただきます。

これは総務省の資料によりますが、避難所及び行政機関における通信の確保状況では、携帯電話による通信はほぼ確保できていた。無料Wi-Fiアクセスポイントを設置、これにつきましては通信業者より395台を借りての設置と聞いております。以下の概数が出てき

ますが、それについては通信業者から借り受けた台数となります。それから、携帯電話用の充電器の配備、これは508台借りたそうです。特設公衆電話33台、衛星携帯電話560台、放送の確保としましては、臨時災害放送局の開設、これはFM放送になりますが、による生活情報の提供となっております。これにつきましては甲佐町、御船町、益城町のほうで開設したということです。それから、被災者へのラジオの配布として、4月20日には2,080台、その後も1,150台ということで、被災者の方にラジオのほうを配布しているという状況になっております。

被災地のほうですが、電気や放送施設のほうも1週間ぐらいでほぼ解消するなど、随時解消した地域ではテレビ、インターネット関係も早くから平時に近い状態で回復したと聞いております。震災のあった地域は平時より、ラジオにつきましては難聴地域が少ない地域であったようでございます。活用されたというところにつきましては、避難所への高性能ラジオの設置状況については把握しておりませんので、はっきりしたことは言えませんが、避難所等では通常のラジオは活用されたと思っております。特にそこで高性能ラジオの特性については把握できておりませんので、確認のほうはできていないという状況であります。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 現地に行かれた課長からの答弁をいただいたわけですが、当初予算のときにも心配をされて説明をされておりました、震度6から震度7、そういった状況になるととても大変なことになるんだと。そういったことも考えてこの高性能ラジオは必要なんだと、こういった視点での説明が何度も繰り返されたんだと思いますが、思った以上に早く様々な電気であるとか整備が現地でも進んでおって、1週間もすると避難所ではテレビであるとかネットの活用といったことのほうが多かったのではないかと。しかし、ラジオも、高性能ラジオということではありませんけど、ラジオも利用されていたのではないかとといった答弁だったと思います。

どれほどその状況でラジオが、この四万十町が今度整備しようとする、この1台17万円もするような高性能ラジオがどれほど有効かなというところが、私の中ではいまいまだ消化でき切れていないわけですが、整備をしたらどういう有効活用をするかなということで、私も様々な考えておりました。提案をしなきゃならんと思って考えていたわけですが、先ほど、担当の課長のほうから現地の状況の中で、新しくFMラジオを開設

したという話が出たと思います。これはコミュニティラジオ、コミュニティFM、地域FMというふうに言われているもので、災害のときや緊急時のときなどに地域の中の情報を出せる、簡単に使えることができるラジオだそうです。このラジオの、コミュニティラジオの開設ということも熊本でも実績があったということを、担当課長も調べてきておりますが、こういったことを本町でも、このラジオを活用するためにも整備を進めておくべきではないかなといったことで、聞きたいと思います。

本町にはケーブルテレビが充実しているわけで、ケーブルテレビの災害の放送と同じものの、地域の中の情報がこのFMラジオ、地域FMを通じて、コミュニティFMを通じて地域の中に防災ラジオを通じて発信できるという仕組みですけれども、こういった視点を調べて整備していったらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本保君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） ラジオのところでございます。まずラジオの活用というところで、ちょっとデータも調べておりますので、ちょっと説明させていただきますが、今回のではありませんが、東日本大震災では、総務省の調査によりますと約6割の方がラジオを評価していると。またNHKの調査によりますと、地震発生後、最初に利用したメディアは約5割の人がラジオと回答している資料もあります。また、先ほども出ておりましたコミュニティFMがございまして、今回の熊本地震でも臨時災害放送局ということで総務省のほうより、総務省が配備している施設の提供により開設したという状況になっております。現在ではいろいろ、ブロードバンド回線等を利用してラジオを聞いたり情報を得ることもできますが、本町では情報源となる屋外放送、固定電話、携帯電話、インターネットなどについてはほとんどが有線に依存している状況でありまして、有線の遮断や停電等による不通、使用できなくなった場合を想定すると、ラジオはやっぱり情報を得るためには最も必要な手段ではないかと考えての配備となっております。コミュニティFM、通常よりコミュニティFMを開設するという場合もありますが、こういう災害時では総務省などの機器を借りて臨時に開設するという方法があります。

具体的には、総務省の提案もいただいておりますが、災害時には、もし機械が借り受けられるのであれば、細かな情報、四万十町に限った情報も提供できますので、そういう方法も考えていきたいと、今は考えているところでございます。

○議長（橋本保君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 担当課長から答弁をいただきました。コミュニティFMについて

も、しっかりと調べてくださっておりまして、どうやったらこのラジオを有効活用できるかないうことも考えてくださっているんだなという風に感じました。しかし、電気が通ればラジオの利用というのはやっぱり減っていくんじゃないかなというふうに思います。そして、ラジオの弱点といいますのは、一方通行。情報を流すだけで双方向性がないというところがもう、弱点だというふうに私は思っております。そういった視点からも、防災の視点でこういった整備を進めるのであれば、Wi-Fiの設備も、このラジオが17万円、Wi-Fiの設備が20万円なわけですので、一緒に進めたほうが日頃からの活用もできますし、これからの時代に合っているんじゃないかなという視点で考えているわけでございます。

双方向性ということでは、町内の住民の地域の安否であるとか交通渋滞がどうであるとか給水の状態がどうであるとか、そういう情報を得たり、それを発信したりということなわけですね。そのWi-Fiの設備を進めていくなれば、当然ラジオも聞けますし、そのほかの情報も役場の中にも上がってくる。そういったことを考えていたわけですね。そして、こういった場所にラジオを整備するののかということ、61か所ある表を手元にいただいておりますけれども、例えば川口の地域なんかにしてみますと、三つの施設、立西町民会館と川口の集会所と川口小学校の体育館、三つの施設にこの高性能ラジオを整備するとしているわけですねけれども、そういったところの一つをWi-Fi環境整備のほうに変えていくことで、地域地域にある情報を入手することもできるし、地域にいる避難者も様々な情報を得ることができるというふうに思うわけですが、ラジオ整備と併せてこのWi-Fiの整備のほうについては、どのように町のほうとしては考えているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） 今回の計画の関係でございます。まず、ラジオの設置のほうでございますが、今後対象となる地区の区長等にも事業の説明も行っていく予定にしております。その中で個々に地域の考え、意見等も聞きながら設置の有無については最終的に判断していきたいと考えているところです。また、今回の熊本地震ではスマートフォン、タブレットの端末などインターネットの利用、活用については大変情報を得る手段として活用されているところでございます。災害時にそういうWi-Fi等が活用できれば、本当に有効な手段であることはもう言うまでもなく間違いないところありますので、これからの防災対策の一つとしてWi-Fi等の整備は行っていきたいと考えているところでございます。

昨日の県議会の一般質問の中にも、Wi-Fiの活用というところに載っておりましたので、ちょっと読ませていただきますと、災害発生時に避難所にWi-Fi環境があれば、スマートフォンやタブレット端末など、インターネット回線を利用して行政情報などを得ることができ、家族の安否も相互に確認できる可能性があるということで、今後、県のほうも市町村とも協議しながら整備していきたいという答弁もありましたので、本町のほうも今後、Wi-Fi、スマートフォンやタブレットのインターネット環境のほうは、整備のほうはしていきたいと考えているところでございます。

○議長（橋本保君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 前向きな答弁をいただいたと思います。私、東日本大震災の後に役場の中にSNS、ソーシャルネットワークサービスを、例えばこれはFacebookであるとかTwitterであるとかですけれども、役場の中にも充実させていくべきだという質問をさせていただいたことがあるんです。しかし、そのときはもう、全くちんぷんかんぷんで議論が全然かみ合っていかなかったわけです。まだ役場の執行部の中にもそういうことを利用しているというか認知度がすごく低かったわけです。当時の企画課長であった副町長がそのとき私に答弁をしてくれたと思いますけれども、そういうことだったんです。

あれからたった数年しかたっていないわけですから、今ではもう、本当に当たり前です。災害があったときに双方向性でいろいろな様々な情報が入る。どこどこで崖崩れが起きていますよとか、ここの道は今通れませんよとか、そういったことが災害の活用としても自治体が双方向性のあるソーシャルネットワークサービスを利用しているんだと。例えば佐賀県の武雄市などは、職員が全員、FacebookのIDを取得して、そういういざというときには様々な情報を職員も挙げてこいと、こういった体制も整備をしているところがあるわけです。そういった意味からも、地域地域の拠点になるところに普段は使わなくてもWi-Fiの設備がなされていくなれば、いざというときには相当これも使えるのであれば役に立っていくというふうに思いますので、担当課長からも前向きの答弁をいただきましたので、そういった方向で是非前向きに検討しながら進めていっていただきたいなと思います。防災のラジオにつきましては、こんな大きなお金をかけたラジオですので、もう使わずに倉庫へしまっておいたなんていうことのないように、どうやったらみんなが活用できるかなということを考えていただきながら、利用を進めていただきたいなというふうに思います。

以上で私の。

○議長（橋本保君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） スマートフォン、Wi-Fiの活用につきましては、ラジオも聞けます。ほかにも高知防災情報ということで河川の水位とかも見えますし、ホームページでは河川の状況も閲覧できるようになっています。そういうところはこれからも自主防等に周知のほうはしていきたいと思っております。それと併せて、ちょっとラジオの関係で一つ、詳細をちょっと説明させていただきますが、ラジオ代ということで17万円というあれがありましたが、それはラジオの設置工事、アンテナ等も設置しますので、工事代を込みの金額が17万円相当ということで、これも当初予算に見積もる関係で、ちょっと高めの設定をしております。ラジオ自体は1万円ぐらいのラジオをするということで、主に設置工事費が主な予算額の事業費となっておりますので、そこは付け加えておきます。

○議長（橋本保君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 説明がありましたが、そうであるならば余計にWi-Fiの設備のほうも今の時代にも合っているし、充実するんだということでございますので、これはもう一遍考える、整備していくのであれば考える必要があるんじゃないかなということを逆に強く思いましたので、付け加えて私の一般質問を終わりにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（橋本保君） これで、6番下元真之君の一般質問を終わります。

午前中の一般質問はこれで終わります。午後は1時からとします。

午前11時04分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（橋本保君） 午前中、6番下元真之君の一般質問の中で訂正したい旨の発言がありますので、これを許可したいと思います。

6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 午前中の一般質問の中で、軽トラックと発言をしたところをトラックというふうに発言訂正をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（橋本保君） これで訂正の発言を終わります。

4番緒方正綱君の一般質問を許可します。

4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 質問の前に、ちょっと前置きが長くなるかもしれませんが、ご了

解をいただきたいと思います。

熊本地震でお亡くなりになりました方々のご冥福を改めてお祈りいたします。また、予想だにできなかった大地震に直面され、多大な被害を受けられました皆様には何と言っていいのか、慰めの言葉もないというのが今の心境でございます。心からお見舞いを申し上げます。一日も早く元気な笑顔を取り戻してくれるよう切に願っております。

一般質問の冒頭に災害のお見舞いを申し上げる機会というのが最近増えております。本当に残念なことではありますが、それだけ大規模な災害が全国各地で頻繁に発生しております。そういうことを私たちも認識しておかなければならないというふうに感じるところでございます。人類の歴史から見れば私たちが存在する年月、ほんの僅かな時間かもしれませんが、その僅かな時間を共に生きている仲間として、少しでも傷みを分け合えればと思っております。

天災は忘れたころにやってくる、これは高知県ゆかりの寺田寅彦の有名な警句でございますが、近年の状況において、この言葉が当てはまらないほど大規模災害が次々と発生しております。東日本大震災の僅か半年後の8月30日から9月4日にかけて発生しました紀伊半島集中豪雨では、私の知人でもありかつて窪川中学校でも教壇に立ったことのある方が奈良県の天川村で亡くなられたことも、まだ私の記憶の中から消えることはありません。私たちが生活基盤としているこの四万十町においても、人的被害こそございませんが、浸水被害を近年幾度か経験しております。これから本格的な雨期、雨のシーズンを迎えるに当たって、住民の皆さんの声をできるだけ、できる限り03町政制に反映させていかなければと考えるところでもございます。

前置きが長くなってすいません。

それでは、通告書で示しております内容で質問をしてみたいです。

今回の質問は災害関係の一点であります。防災危機管理については形として見えづらい面もありますが、できる限り目に見える答弁がもらえるような質問を心がけていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

集中豪雨時の対策について、まず集中豪雨時の道路状況について、危険性と危険箇所の把握と調査、そして対策についてお伺いをいたします。台風や集中豪雨では道路の状態が通常の状態から一変し、事故の危険性が高くなります。これから先、本格的な雨期、台風シーズンに入っていくわけですが、短時間に雨が集中するようなことが度々起こってまいります。国道、県道、町道の道路の状態はわだちによる水たまりや、時として路面全体が

川のようになり、池のような状態にもなりますが、どんな危険性があるのかについて伺います。多くの皆さんが、大雨の道路を車で走行中に危険な目に遭った経験はあるかと思いますが、私が感じている危険性と同じ目線で捉えているのか、まずその確認をしておきたいと思います。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 道路の危険性についてのご質問ですが、道路の水たまり等による危険性としては、まず対向車が道路にたまった水を跳ね上げる。その水を車全体にかぶった場合は車は一瞬前方が見えなくなります。そうしたことで事故を起こす危険性があると。また歩行者、自転車も同じような状況になると思います。また水たまりに、中に道路の陥没した穴があった場合、見えないのであれば当然非常に危険な状況となります。

○議長（橋本保君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 課長からの答弁をいただきましたが、対向車によって路面にたまった水を受けて、一瞬前が見えなくなるので事故を起こす危険性がある、また歩行者や自転車も同じような状況にあるということ、それから水たまりに穴があっても見えないため、落ち込む危険性があるなど、危険性については同じ認識だと確認をしました。

ほかには水たまりでハンドルがとられたり、路肩の白線が見えなくなる、特に夜間は道路のどの位置を走っているのか分かりづらく錯覚を起こして事故につながる等の危険性があると思います。

国道、県道、町道、わだちは至る所にありますが、特に状態が悪い危険な箇所について把握と調査はしているのか、国道、県道については町の管轄外ではございますが、それも含めてお伺いをいたします。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） わだちについてのご質問ですが、わだちに限った調査、パトロールはしていませんが、通常の町道の日常的な道路のパトロールはしておりますので、当然国道、県道を通るわけで、国道、県道問わず、ある程度の悪い箇所の把握は一応できております。把握できちゅう場所、箇所といいますと、まず国土交通省の管理、国道の場合ですが、56号線では窪川トンネルからの高知方面へ、800mぐらい高知方面へ行ったところは非常に水がたまりやすい場所が確かあります。それと、県の管轄しております国道381号、窪川から十和方面へ行く国道ですが、大正北ノ川とか上岡とか下岡ですか、あのあたりに非常に舗装が荒れたような、水がたまりやすい場所があります。

あと、町道のほうですが、町道のほうは県道の窪川船戸線呼坂トンネルを出て国道56号線までの間、あの短い区間ですが、あの部分が今、町道のほうに移管になっておりますので、あのあたりにわだちによる水たまり等が最近、路面の状況が悪い状況が見受けられます。

以上です。

○議長（橋本保君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 悪い箇所について対応はどのようにされているのか、それと県道、それから国道については、国道56号線については国交省の管轄ということになりますが、町民の皆さんのほうからも苦情は来ると思いますが、国、県への要望というか、それと対応についてどのようにされておるのか、また調査はされておるのか、その点についてお伺いをします。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 今のご質問の続きですが、悪い箇所を見つけた場合、それはやっぱり地域の方からの通報等があった場合、すぐに対応せないかんということで対処しております。国道、県道の場合はそれぞれ国、県の道路管理者のほうに連絡して安全を図るような話をして対処を求めています。また現場で、現地のほうで協議が必要であれば、役場のほうもその都度、現地で一緒になって協議するようにしております。

○議長（橋本保君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） わだちに限った調査はしていないという答弁でございました。土砂崩れなどについては未然に防げない面もありますが、集中豪雨時の道路状況が悪い箇所というのは事前に分かっておりますので、国、県を交えて調査をされて、早急に手立てをしてもらえるように、町のほうから強く働きかけもしていかなければならないと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 町内、道路が多数あります。国道、県道含めて、町道も当然のことながら、悪い箇所については非常に、放っておけば最悪の場合、人命に関わるような問題も発生しかねませんので、その点は3者、国、県、町を含めて日頃からの密な連絡の取り合いというか、信頼関係の中で対処するような状況で今現在やっております。

○議長（橋本保君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） もう一点。これは集中豪雨時の対策に直接関係をするものではご

ざいませんが、路肩の白線が消えて、あるいは消えかかっているところもあります。車の安全走行には大切なものだと思いますが、どのように対処されているのかお伺いをします。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 白線の話ですが、道路の白線、これは車の安全な走行においては大切だと認識しております。また、よく見かける消えかかったような白線の引き直しはその都度実施はしておりますが、本当にお金の話をするのは嫌ですけど、限られた道路維持費予算の中で現在対応しておりますので、まだまだ不十分でないかと、これは自分なりに判断しております。先ほども言いましたが、最悪の場合、人命に関わるような案件になったら困りますので、常に安全な状況を保てるように担当課としては道路維持費の予算の獲得には今後も力強く頑張っていきたいと思いますので、そのあたりも含めてよろしくをお願いします。

○議長（橋本保君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 道路維持費が年々右肩下がりの状態にあるというのは理解をしております。しかしながら、路肩の白線の重要性というものを認識しているのであれば、先ほど課長の答弁にもございましたが、道路維持費の予算をもっと獲得していかなければならないと考えるところですが、もう一度答弁のほうをお願いいたします。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 合併後、四万十町の管轄する町道630数km、これは県下でも極端に多い路線延長と路線の箇所数というか路線数を持っています。その中で、合併後ですけど道路維持費の予算については横ばいないし少ない年もありました。その中で町道の認定要望等がかなりの件数、合併後もありまして、どんどん道路延長が延びております。そうした中でまた四国横断自動車道が開通し、国土交通省が造った木出し道、いわゆる側道、それも一気に四万十町のほうの管轄へ下りてきました。それもあり、舗装までは仕上げてくれていますが、あとのメンテ、周辺から草が伸びてきてその草を刈ると、草刈りそのものだけでも予算化というか費用が掛かります。そういうことで、今の状況ではかなりもう道路を造るだけよりはもっと維持費のほうにかかる時代が来たんじゃないかと。これからは、できた今あるライフラインといいますかインフラ整備を維持していくには当然、道路の予算が必要です。それが今、議員ご指摘のように下がっていくことは絶対考えてはダメだと。今後はもう維持をするだけでもかなりの予算が必要ですので、その獲得と

いますか、それにはもう担当課としては努力します。ということで、緒方議員のほうもご協力、よろしくお願いします。

○議長（橋本保君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 合併をしてその管理をする範囲というのは増えました。また、町道路線の認定と、これも増えております。道路維持費をもっと増やさないとこれは対処できないと。その点について、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答え申し上げたいと思います。担当課長の予算獲得というのは私に対してかと感じました。道路予算、先だって3月議会でたしか槇野議員のご質問、予算審議のご質問と思いますが、この平成28年度の予算については国の延長、さらには面積の補正係数を掛けて3億6,500万円で、一応一般財源は充当したら満たしておるというご回答をさせていただきました。ただ、その段階でも建設課長は、やはり今後はそういった予算措置等々が必要になるんだというご回答もさせていただいたところです。そのときに舗装も順次認定して、順番待ちといいますか、緊急度の高いところからというようなご説明もまたさせていただきましたので、確かにすぐに認定してすぐに舗装という状況にはありません。

私は、基本的には道路3,500万円の一財への充当の交付税の言わば確保も、国に対して要望もしながら、ただ交付税については詳細な算定基準がございまして、なかなか一朝一夕にはいきませんけれども、そういった道路予算、維持費の獲得には、首長としての努力をしていきたいという中で、今の道路の今の編成方針、そういった一財充当の交付税をもとに今、新設あるいは改良修繕、そして起債の償還、様々な部分でやっておりますので、やはり一定の道路維持についてはこれを超えての充当が必要になるように自分自身は認識しております。ですから、建設課長にも、とにかく造ることも大事ですけども、今ある道をしっかり管理するようにしようじゃないかということで、随時維持については力を入れるようには指示しておりますが、最後には予算の話になりますので、これはやはり緊急度の高いところから、特に白線なんかが国道、県道を見ても本当に今、薄れています。町道もそうだったと思いますので、是非土木事務所、また国交省のほうにそういった、あるものをしっかりきれいに使いましょうというようなことをまたご提案させていただきながら、町道については、できるだけ必要な要件をクリアした道路については町道認定というのはしていくべきだというふうに自分自身は考えておりますので、そういったところも含

めて道路の予算配分については維持を中心にしていきたいという考え方を持っております。

○議長（橋本保君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） ありがとうございます。町長から答弁をいただきましたが、先ほど建設課長のほうから、道路で特にひどい箇所についてというので何例か挙げていただきましたが、特に国道の56号線の、先ほど申されました交通霊社のところですかね。実は私、一昨年の平成26年の集中豪雨のときにあそこで事故を起こしそうになりました。というのは、対向車線に大型ダンプがおりまして、それと交差をするときに水をかぶりまして、私は高知方面からので車を走行しておりましたが、危うくハンドルと前が見えなくなりまして、左側の擁壁にちょっとぶつけそうになったことがありました。それから、先日、381号線、先ほど課長が申された箇所なんかも走ってまいりました。帯状になって、それと、あそこあたりは大正方面は直線区間が多いんですが、特にやっぱりカーブのところとかいうところは危険がかなりあります。そういうところをもう一度、県それから国というところに早急に立ち会いもしてもらって、町道についてはそんなには目立たなかったんですが、一点だけありましたが、国、県についてはもう少し強く要望をしていただきたいと思います。

そういうことで、次の質問に移ります。

次に、吉見川、琴平谷川の浸水対策の進捗状況についての質問でございますが、高知県と四万十町の連携による吉見川浸水対策会議で、具体的な対策メニューの絞り込みを行いましたが、その後の進捗状況についてお伺いをいたします。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 吉見川のご質問ですが、窪川街部の吉見川、御存じのように氾濫によって浸水しましたわけですが、昨年度は本格的な事業化に向けての関係機関との協議も終わりました、事業の役割分担が決まりました。まず吉見川本流と支流の琴平谷川からの住宅地のほうへの氾濫対策については高知県が受け持ち、住宅地内に降った雨によってたまる内水の対策は町が受け持つというように決まりました。いよいよ本年度は事業の実施に向け、公共下水道事業による計画や都市計画決定、都市計画法による事業認可等を含めた全体事業計画を、策定を行う予定です。琴平谷川につきましては、県が昨年度に測量設計が終わりまして、本年度から護岸のかさ上げ工事がこの7月から入るようになっております。

○議長（橋本保君） 4 番緒方正綱君。

○4 番（緒方正綱君） 工程的なお答えであったかと思いますが、ソフト面の実績についても報告をお聞きしたい。昨日の15番議員への答弁で危機管理課長から説明がありましたが、もう少し詳しくお聞きしたいところでございます。

それと、県の役割分担であります琴平谷川の護岸のかさ上げ工事ですが、聞くところによるとあまり予算が付いていない、県単事業での発注でしょうが、予算の確保、予算の前倒し等、もっと県に対して強く働きかけをして、事業の加速化をすべきではないか、町のハード事業が今からというときです。上流部の琴平谷川のバック堤方式のかさ上げ工事は急ぐべきだと思います。町の事業と平行線では、記録的短時間大雨情報が発表されたら26年と同じ浸水被害が出るのではないかと危惧をしておりますが、町としての考えをお聞きしたい。併せて吉見川浸水対策で、今後の整備の工程についてお聞きいたします。

○議長（橋本保君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） ソフト対策等についてということでございます。先日の15番議員の質問の中でもお答えしたところですが、もう少し詳しくということですので、ちょっと詳しく説明させていただきます。

まず、河川カメラの設置としまして吉見川に1か所、そしてケーブルテレビでは見えないんですが、災害対策本部用としてテレビアンテナ等が設置されている緑林公園の裏山に1か所設置しております。そのほかにも、監視カメラでは中土佐町が設置した監視カメラ、大野見の吉野地区もありますが、そちらのほうも災害対策本部では見えるようにしております。そのほかの、吉見川とは関係ありませんが東又川にも1か所設置したという状況になっております。

それから、カメラの映像につきましては四万十町のホームページのほうでも、動画ではありませんが約1分ごとの映像も見えるようになっております。それから住民への周知としましては、防災マップの配布、自主防災の会議等を通じましてインターネットや携帯、スマホ等により県の防災ネット、こちらのほうでは町の警戒体制とか避難情報、それから河川の水位、雨量などの情報が見えますので、そういう機会を通じて紹介もしているところです。

そのほかにも、国土交通省中村河川国道事務所とのポンプ車の借用の関係についての協議、それから災害対策本部への協力連携としまして、中村国道事務所や警察署、通常リエゾンといいます、組織間の連絡、連携を図るということで、大規模な災害対策本部を設

置した場合は職員のほうも派遣してもらうなど連携を図るようにしております。そのほか、消防団による水門の定期的な点検、増水時には職員や消防、消防団による早目の監視体制もやるようにしております。そしてまた夜間対策としましてはスポットライトなどを事前に設置していくというような取組を行っているところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） ハード面のほうのちょっと実績といいますか、申し添えておきます。浸水後の被害後ですが、県のほうが吉見川のフラップゲート、それを一応12か所予定しておりまして、そのうち8か所が現在、終了しております。それからまだ本年度、あと4か所のフラップゲートの設置を県が吉見川で今、やるように聞いています。町のほうとしましては、琴平谷川のフラップゲート、琴平谷はもともと町の河川管理ということで、フラップゲートを一昨年の浸水後、7か所整備しました。それから、ご質問の中で言われておりましたが、琴平谷川は県のほうが護岸のかさ上げ工事をやるわけですけど、県単事業ということですので、町から県に対して今年の割当が少ないというような実情もありましたので、予算面の獲得の要望については常に行っておりますが、これもまた、なお一層強く県のほうに浸水したときの実情を述べまして要望していきたいと思いますので、この件もまたよろしく願います。

それから、今後の工程の話がありましたが、今後の工程としましては、県が実施する琴平谷川の護岸かさ上げ工事については、金額の掛かる部分がこれから出てきます。陸上にある水門ですが、ゲート、あれがかなり予算のほうで金を必要だということを聞いておりまして、県の予算ですので割当て次第ですが、平成30年度の完成を一応、琴平谷は目指しております。そして、町が実施する浸水対策工事につきましては、先ほど言いましたが、本年度、全体事業計画を策定し、国の事業認可が終われば平成29年度、来年度に排水施設工事の詳細設計に入ります。そしてまた新たにできる遊水池やポンプ場の用地買収となり、順番に行けば平成30年度からは本格的な工事に着手というような予定となっております。

○議長（橋本保君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 今、課長からの答弁にもありましたように、町のハード事業というのがまだ、発注段階というのはまだ先の話になります。それゆえに、やはり琴平谷川のバック堤方式というのは急いでおかないと、前回みたいなことにもなりかねませんので、

これについてはまた県のほうへも、今よりもさらに強く要望をお願いしておきたいと思います。

ソフト事業の実績も答弁をいただいたところでございますが、河川監視カメラの増設によって避難の目安がリアルタイムで分かるようにはなりましたが、ケーブルテレビの加入率によって、その効果も違ってまいります。ケーブルテレビの加入率は現在、町全体で約85%ですが、窪川街分の加入率が低い。正確な数字は捉えておりませんが、現在の推定で約60から70%と聞いておりますが、特に防災面においてこのケーブルテレビの加入率の向上を推進すべきと考えておりますが、執行部としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（橋本保君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） 平成26年の台風11号では、床上、床下浸水が町内で200世帯を超した水害が起こっているところでございます。現在、ケーブルテレビではまずL字放送による対応、それから先ほども言いましたが河川監視カメラを見ることができ、そして監視カメラの画面では屋外放送の内容を聞き取ることができるというような対応も行っております。そして、吉見川のほうにも新たに監視カメラも設置したことでございますので、今後、防災対策面の活用も、このような活用ができるということを啓発しながら、防災対策を踏まえたケーブルテレビの加入促進も進めていきたいとは考えているところでございます。

○議長（橋本保君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 河川監視カメラって、避難の情報をいち早く知る上で有効な手段と考えます。しかし、肝心の情報を得る側の体制が整っていなければ、避難をするタイミングというのを逃すことにもなりかねません。そういった観点からも是非ケーブルテレビの加入の推進向上を図っていただきたいと思います。

次に、空き家対策について伺います。通告書には空き家対策と載せておりますが、倒壊や飛散の恐れのある危険家屋というふうに理解をしていただきたいと思います。倒壊や飛散の恐れのある危険家屋の現況と対策について、どのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（橋本保君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） 危険家屋というところでございますが、現在、解体の必要があると思われる空き家につきましては、県の中小建設業協会の空き家実態調査によりますと、木造以外、共同住宅を除いた住宅で191軒が要解体空き家となっております。所

在等につきましては、そのデータにつきましてデータ化されておりますので、把握もできております。それから、地域の方からの情報等もありますので、一定、家屋の所在も確認しているところでございます。

今後の対策についてでございますが、本町のほうでは特に危険家屋につきましては基本的には所有者の方に責任を持って適正に管理してもらわないといけないというところではありますが、本町では老朽住宅除去への補助制度も設けております。そういうことで、適正な管理と併せて引き続き周知等も図っていききたいとは考えているところです。

○議長（橋本保君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 空き家だけでなく、倒壊や飛散の恐れのある危険家屋は、いざ避難をする方にとっては避難の妨げにもなろうかと思えます。下から上への垂直避難では起らない危険性も、場所から場所への水平避難の場合は特に危険性が高くなります。要解体危険家屋には十分なチェックを入れて、対策を進めていただくことをお願いしておきます。

浸水対策の最後の質問でございますが、まとめとして、ハード面の整備のスピードアップを図るべきと考えますが、町長の考えをお聞きして集中豪雨時の質問は終わりたいと思いますが、町長のお考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答えを申し上げたいと思えます。先ほど、県が町管理河川を、バック堤の工事をしていただけるようになっておりますので、これは早急にまた土木部長のほうにつないでさせていただいて、なるべく早期にバック堤の完了とまた様々な支援をいただくようお願いしてまいります。これは本当に喫緊の課題でございますので、本当に議員のご指摘のとおり、スピードアップをして取り組みたいと思えますが、ただ、それまで、先ほど担当課長から申し上げましたように、どうしてもこういった大型施設の導入についてはいろいろな計画、それから都市計画認定、様々なことがございますので、これについてもなるだけ、私もあと2年を切ってしまいましたので、一定のめどをつけて終えたいと思えますので、是非これは、私ども最大の仕事として取り組んでいきたいと思えます。

尾崎知事も当時、すぐに来ていただいて、その後も一定、そういった様々な産業振興計画の協議の中で、この件については非常に危機感を持っておりますので、そういったところを町の選出県議会議員ともども、またなるべく早期に完成できるようにお願いし

ていきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 町長のほうからも前向きな答弁というか、県との連携をもっとさらに深めてもらうということでお願いをしておきます。

次に、地震、津波対策についての質問でございます。まず最初に、志和地区の津波避難対策推進事業の進捗状況についてお伺いをいたします。興津地区については後の質問でお伺いをしますので、質問通告書には志和地区、興津地区と記載をしておりますが、志和地区のみで結構ですので、お願いをいたします。

○議長（橋本保君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） 志和地区の進捗状況でございますが、志和地区につきましては平成25年3月に策定した津波避難計画に基づきまして、既存の施設を含め7か所の避難広場、それに付随する避難道等の整備を計画し、整備事業を進めているところでございます。現在、6か所の事業が完了しておりまして、残り1か所、これはヒシヨケ谷広場というところになりますが、ヘリポート、町道改良などが残っておりまして、橋りょうの整備も含めまして平成29年度に完成する予定となっております。また、防災活動拠点施設につきましては、昨年度より事業に取り組んでおりますが、本年度に完了する予定となっております。

○議長（橋本保君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 平成25年度からの志和地区の津波避難対策推進事業、当初の計画はほぼ終わりかけているというような答弁でございました。橋りょうの新設がまだ残っておりますということですね。それに付随する町道拡幅ができていない。ヒシヨケ谷の避難広場ができていないということですが、完成は平成29年度の予定と今、答弁ではございましたが、志和地区の事業については平成28年度の完成だったと思いますが、事業の工程が遅れているということでしょうか。遅れているとすればその理由と、工程回復のためにはどうするのか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（橋本保君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） 計画でいきますと、平成28年度事業で完了する予定としておりましたが、ヘリポート、それから避難広場等につきましては、橋のほうは仮設の橋を造ってありましたので28年度事業でほぼ完了する予定となっております。ただ、橋の付

替えにつきましては、いろいろな事情がありましてちょっと当初より遅れ、平成29年度というところになっているところでございます。避難広場、ヘリポート等については、仮設の橋を使って計画どおり今のところ進んでいるという状況でございます。

○議長（橋本保君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 遅れているので工程回復についての対策というか、どういうふう  
に工程を回復されるかという質問を差し上げましたが、それについての答弁がございませ  
んが。

○議長（橋本保君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） 橋のほうの付替えにつきましては平成28年度というところ  
でしたが、もう現時点で平成29年度にやろうということで、最初の計画から遅れており  
ますが、これからの工程で29年度に完成するという計画にしているところでございます。  
理由につきましてはいろいろありますが、用地の関係とか河川の工事に係る、河川になり  
ますが、それと町の財源等のところがありまして、平成29年度にちょっと遅れたという状  
況になっております。

○議長（橋本保君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） ちょっと苦しい答弁でございましたが、次に移ります。

志和地区における今後の問題点、課題は何かという質問です。志和地区ではほ場整備の  
計画もあると聞いておりますが、津波避難道と併せて県道の付替えも計画の視野にあると  
思いますが、検討されているのか、お伺いをいたします。

○議長（橋本保君） 建設課長、佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 志和地区の課題というご質問ですが、やはり志和地区の今後  
の最大の課題として、これはやっぱり道路やと思います。御存じのように、東北の震災、  
特にこの間は熊本ですが、道路が志和地区の場合、県道志和仁井田線の志和坂、そして中  
土佐町へつながる県道中土佐佐賀線、これの早期の改良が大事じゃないかと、課題じゃな  
いかというように思います。それから、県道の絡みは今出ましたので、ほ場整備との絡み  
ですね。今の志和地区におきまして、昨年度より地域の要望があり、県営のほ場整備事業  
の採択に向け、現在、同意の取りまとめや切図による地権者の洗い出しを実施しておりま  
す。また、このほ場整備事業と併せまして、志和地区の集落内を通る県道の付替えもほ場  
整備と併せて河川の右岸側、志和川の右岸川へ付替えたらどうやというような案もありま  
して、そういうような検討も含めて、ほ場補助整備の計画と併せて進めていきたいと考え

ております。

○議長（橋本保君） 4 番緒方正綱君。

○4 番（緒方正綱君） 今、答弁をいただきましたが、県道の付替えは津波避難対策でも重要なポイントになるかと思いますので、念入りな協議、検討が必要かと思います。また志和地区民の念願でもありますので、ほ場整備と絡めて計画を進めていただきたいと思います。

続きまして、興津地区の課題についてお伺いをいたします。今議会の補正予算にも上がってきておりますが、地震、津波から助かった命をつないでいく施策として、高台に用地を確保する、そういう方向で進んでおりますが、県道改良工事の工程とのタイミング、それと県の協力体制は万全であるか伺います。それと、用地について今後の問題点についてはどうでしょうか。興津地区の住民との協議も必要でございましょうが、併せてお伺いをいたします。

○議長（橋本保君） 建設課長、佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 今議会にも補正予算に提案させていただいております興津の高台用地の件ですが、県道の改良工事で、谷の部分を埋め上げ道路にするに必要な盛り土を、町が準備した土取場から県が切り出すことによって道路が直線となり、旧道部分にできる土地と山を切り取ってできる土地を防災用地等に有効利用するもので、今、県の土木事務所とは常に密な協議を重ねながら工事の実施に向け、お互い協力体制は固めております。今後の課題としましては、新たにできる防災用地、その利活用については興津地区の方々とも協議を重ねながら進めていきたいとは考えています。

あと、用地買収等の問題点のご指摘がありましたが、これについても興津地区の場合は、県道の改良の推進協議会といいますか、がっちりした組織が今現在できております。その中で県道用地、県道工事の用地買収等含めて、高台用地の買収のほうの話も事前に進めていただいておりますので、今のところ問題等は発生しないような状況になっています。

以上です。

○議長（橋本保君） 4 番緒方正綱君。

○4 番（緒方正綱君） 担当課長のほうから答弁をいただきました。興津については今、県のほうも協力体制を、特に今のタイミングでというのはいいのかなと。このタイミングを逃すとまた難しいのかなというような気もしますが、最後の質問に移ります。

今回の私の一般質問の最後の質問といたしますが、沿岸部、志和、興津地区の津波避難対策に限らず、四万十町全域を捉えたとき、災害対策は広範囲、また多項目に及ぶものがありますが、町民の命と財産を災害から守るのは町長に課せられた責務でございます。町民の命と財産を守る対策、施策について、最後に町長のお考えをお聞かせいただいて、質問の締めとしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答えを申し上げたいと思います。ここの一般質問の中でも、防災対策についてのご質問は多々、多くありました。興津、志和については、基本的に一定、避難道、避難広場、さらには今回の高台、そういっためどが立ったところでございます。ただ、私が本当に率直に昨日も申し上げましたが、本当に興津の場合については避難訓練とか様々な部分で、我が四万十町ではそういった部分では先進地といいますか、防災対策、危機意識に対するものについては非常に高いというふうに評価しているところでございますが、いかんせん、やっぱり全体を見たときに、私どもも含めてやはり当事者意識といいますか、自助・共助・公助、この辺が今後の大きな課題になると思います。本当に整備というのは予算措置をしていけば一定のところはできますけれども、それが本当に効率的に活用できるかというのは、やはり最終的にはそういった町民の皆さん方が防災に対する意識をお互いが高め合っていくということが一番大事なことだというように自分自身は考えます。

昨日もご答弁させていただきましたが、やはりまずは家具の固定から、そして避難、様々な自助、そして共助、そういった体制、自主防の本当に様々な訓練もしていただいておりますので、是非この平成28年度においては、もっともっと広く拡充できるような取組をしていきたいというように自分自身は考えておるところです。その辺の手立てを、なかなか先進地の事例を見ても人間の意識というのは風化をするというふうに言われています。本当にいつも気持ちを高め合ってやっていくというのを、だんだんにそれを阻害するのはやはり日々の、日が重なるにつれてそういったことが風化されるということがございますので、本当に熊本の皆さん方には気の毒で、本当に心よりお見舞い申し上げます。この教訓を是非この四万十町に生かしていただいて、そして今派遣しておる若手の職員が、どうやって今後この町の防災の意識を高めるかということも、帰ってやはり報告会を聞きながらやっていきたいと考えております。ですから、是非議員の皆さん方にも、何とか横に広がるような防災意識などが、自助が、共助が広がるような。是非またご

支援もお願いをさせていただいて、執行部のほうも本当に地域の皆さん方と共に精一杯の言わば今回、防災意識の醸成という部分で平成28年度は取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 4 番緒方正綱君。

○4 番（緒方正綱君） ありがとうございます。前向きな答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本保君） これで、4 番緒方正綱君の一般質問を終わります。

2 時 5 分まで休憩します。

午後 1 時 51 分 休憩

午後 2 時 05 分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14 番武田秀義君。

○14 番（武田秀義君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問を行いたいと思います。

一般質問に入ります前に、この 4 月の九州地方、熊本の地震において震災に遭われました皆さんのお見舞いを申し上げますと共に、お亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げたいというふうに思います。また、若干 1 名まだ見つかっていないということもあります。その方の一日も早い安否の確認がされますことを心よりお祈り申し上げたいというふうに思います。

それでは、通告書に従いましてしたいと思います。ちょっと若干声が変わっておりますが、3 回目の成人式を前に変声期が訪れまして声が変わりますが、お聞き苦しいとは思いますがご容赦をよろしくお願いしたいというふうに思います。

それでは、だんだんに先輩議員が今回、こういうタイムリーな話題ということで九州地方の震災に関しては質問もされましたので、かなり重複されることもあろうかとは思いますが、その辺、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

まず初めに、九州地方に何名かの職員も派遣されておるということですが、先に神戸の淡路大震災、それから中越地震、それから東北、それからこの九州地方と、もうこの最近だけでもこんなに災害が起こっておるわけですが、これをもってまた九州地方に職員も派

遣され、九州地方のいろいろな状況の中を参考にはされてはおると思うんですが、今、現時点で町のほうのそういう災害に対してどのような危機感というか、いろいろと災害が起きるたびに想定外という言葉が聞こえるわけなんです、現時点で今度起ころうとしている南海トラフの地震で、四万十町がどれぐらいの災害を想定しているのか、その辺をお聞きしたいと思うのですが、よろしくお願いします。

○議長（橋本保君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） お答えさせていただきます。今回の熊本地震におきましては、職員も何名か派遣させていただいております。また被害状況等、いろいろ今後の教訓を見てから防災対策につなげていかないかと感じておるところでございます。

現在の四万十町の防災計画の中での被害想定等につきましては、過去の災害等を踏まえて、高知県が平成25年5月に公表されました高知県版南海トラフ巨大地震による被害想定、そして平成24年12月公表の震度分布、津波浸水予測等をもとにして、被害想定等をやっているところでございます。

まず、人的被害でいきますと。最大級のL2のほうで説明させていただきますと。死者数については建物倒壊、津波、火災等によりまして約650人の死亡者ということで想定しております。負傷者につきましては1,700人、ライフラインにつきましても最大断水、浄水場なんかでも1万3,000人が断水になるというようなところになっております。あと、全壊、倒壊の家屋の軒数につきましても液状化、揺れ、それから津波、火災等で6,000棟余りの家屋が被害を受けるというような想定を組んでいるところでございます。

○議長（橋本保君） 14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） 大体災害の想定というのはそういうところだとは思いますが、私の言いたいのは、四万十町、ちょうど高台にあるわけなんです、この防災計画なんかを見てみますと、いろいろなところで計画はされておりますが、それは全て、中にはいろいろ書かれておる中で、近隣市町村との協力というところが盛り込まれておるわけなんです。私がなぜそれを聞いたかという、実際にじゃあ災害が起こった時点で、近隣町村と協力体制が本当にできるのかと。例えば高速道がありますが、南海トラフのL2の地震が来た場合、多分使えないんじゃないかと。国道においても、56号線においても多分、佐賀、中土佐では多分それも寸断されるんじゃないかと。じゃあ近隣の町村にしても当然、甚大な被害を被っておるし、高知県全体で災害を被っているというところで、四万十町だけが甚大な被害を被るということにはならないと。こういうときに近隣の町村との

協力とかといっても、そういうのはなかなか無理じゃないのかなと。そういった想定をする必要があるんじゃないかというふうに思って、私はこの質問をしておるわけなんですよ。災害のシミュレーション自体で何棟壊れるとか、ほかの災害のそれを参考にして四万十町での被害状況というのを想定するのは確かに必要なことですが、もっと地に足のついたというか、そういったところの具体的な、実際に必要なことが、具体的な想定というのが必要じゃないかなというふうに思うんですね。

そこで、一つ質問をしますが、例えば仮設住宅、当然仮設住宅、熊本のほうでも、今日も新聞の切り抜きを持ってきたんですが、88戸がやっと益城町で2か所の町営グラウンドに建設されて、53戸と35戸ができ上がったと。まだそれでも1,200戸が不足しているというような状況。当然この仮設住宅というのはもう、当然造らなきゃならないんですが、そういったところの建設の予定地、それと仮設住宅自体をどこから調達してくるのか、町に仮設住宅の備蓄があるのかどうか、そこをひとつお聞きしたいと。

続いて、ライフラインの部分でゴミ処理、災害廃棄物、それとし尿処理。災害廃棄物においても、熊本のほうでも当然、倒壊した家屋の解体が進めばできますし、まだ仮設で避難されておる人も毎日ゴミが出ておるわけなんです、あと仮設におられる、避難所におられる人なんかのトイレの部分ですよ。仮設のトイレはどこから何基確保しておるのかとか、そういったところをお聞きしたい。

あと一つ、ヘリポート。私は先ほど言ったように四万十町というのはありとあらゆるところが分断されて、前段の先輩議員なんかも質問されておりましたが、孤立集落というのが相当出てくるんじゃないかなというように、個人的に思っているわけなんですよ。そういうところに行くのに、やはり車で行くわけにはいかないわけで、じゃあ早期にブルドーザーを持って行ってというのも、それでも1週間、2週間掛かるわけで、救援物資なんかを、じゃあどうやって持っていくのか。そういったこともあると思うので、ヘリポートは今現在、四万十町でどこに何基あるのか、これから増やす方向の計画とか、そういうのがあるのかなのか、その辺をお答えいただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） たくさんありましたが、まず仮設住宅とかの予定地とかゴミ処理、それから災害廃棄物の処理等でございます。今回の熊本地震でも前もった計画ができていない市町村もありまして、その対応に遅れたというところもありますが、本町では仮設住宅予定地とか廃棄物処理用地等、今現在応急期の配置計画というところで、候

補地を今検討して、今年度中にはそういう配置計画を作るようにしております。計画を作  
って、もし大規模な災害が起こったときには速やかな対応ができるような対応をしており  
ます。

また、仮設住宅につきましては、資材等の確保のところはまだできていないところでご  
ざいます。いろいろな防災計画のほうにはいろいろな計画を作るとか、別に定めるとか、  
できております。今現在できちゅうところでは、町の耐震改修計画とか、災害時の要配  
慮者避難支援計画、それから災害時の医療救護計画などは現在、策定しております。今年  
になって作る分が、先ほど言いました応急期の機能配置計画、それから災害廃棄物処理計  
画のほうも今、計画を作るところで準備を進めているところでございます。

実際、備蓄品のほうについても、現在本町では十分な備蓄はできておりませんが、一応  
避難者数を想定した1日2食分は確保するというので、5年ぐらいで計画的に準備して  
いるところでございます。

あと、ヘリポートの関係でございますが、ヘリポートにつきましては、現在、ヘリポー  
トの緊急時離着陸が可能な場所としましては、町内にヘリポートが5か所、興津、金上  
野、下津井、浦越、大井川のほうに整備しております。そのほかにも離着陸場適地と思わ  
れる、学校のグラウンドとか広い用地になりますが、ここが約40か所となっているところ  
でございます。孤立ということもありましたが、それを考えますとやっぱりヘリコプター  
の離着陸による対応が一番だと思っております。今のところは、ヘリポートのほうについて  
はそういう対応となっております。

あと、トイレ等の備蓄もこれからというところになっております。町のほうでは現在、  
災害時の対応マニュアルということで、各部各班のそれぞれの部署の対応マニュアルを作  
っております。その中でもやはり、緊急物資とかトイレ、仮設住宅のマニュアルを今作っ  
ておりますが、そういう物資をどのように確保するということがちょっと課題にもなって  
おりまして、これからというところになっております。

物資等の搬送の計画のほうでございますが、物資のほうは一応、緑林公園が活動拠点と  
なっておりますが、物資のほうは窪川高校のほうが県の緊急物資の搬送基地、広域の基地  
となっております。一旦は県からの物資につきましては、そちらの高校のほうへ緊急物資  
が搬送されまして、そこで近隣の町村へを仕分けしまして、四万十町の分については物資  
を受け取り、今、想定しているところは勤労者体育館でございますが、そちらのほうで物  
資を仕分けして各避難所へ送るというところになっているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） ありがとうございます。大体が進んでいないと、おおむね進んでいないというようなお答えのように思います。仮設住宅、これはやっぱり、言ったようにこの防災計画の中に必ず書いているのが関係団体への協力要請、県との協議調整、近隣の町村との応援を求めて実施するとか、そういったことを書いているんですよね。実際、さっきも言ったように、前段で言ったように、近隣の町村も、そっちもそっちで多分、大変なことになっていると思うので、そちら側の要請は多分望めないだろうというふうに思うんですよね。ですから、仮設住宅においても、本町は本町で構えておく必要があるんじゃないかと。仮設のトイレにおいてもそうですし、いろいろなものにおいて、この計画書は平成26年につくられた防災計画ですが、計画は計画でいいんですが、その計画は実施されないただの絵に描いた本であって、全然それはマニュアルにはならないんですよね。これは計画書であって、マニュアル本にはならないということですから、実際に仮設住宅においても本町で構えと。

例えば、ある建築家の人にお伺いをしたら、四万十町はもう御存じのとおり森林の町でありますので、木材においても豊富にあるということです。その木材で簡単に仮設のキットがこしらえられるというようなことをお聞きしております。ですので、じゃあ町産材を使ってそういったキットを、一気に何十棟とか何百棟とかということじゃなくて、今から、いつ起こるかわからない災害ではありますが、それは明日に起こるかもしれないし、1年後、2年後、10年後なのかもしれないですが、じゃあ今から少しずつでも準備をしておくということが、自治体の計画じゃないかなというふうに思うので、そういったことも、木造の仮設のキット、そういうのを1棟分ずつ、毎年でもいいからこしらえていくとか、それから仮設のトイレにおいても一つずつ構えていくとか、そういったことをやっておかないといけなんじゃないかなということをちょっと提案させていただきます。

それと、ライフラインですが、ごみ処理場、天ノ川にあるわけなんです、あそこの橋も耐震でいろいろ補強もされましたので、あそこの橋が落ちるかどうかというのはちょっと分からないですが、落ちないとしても、あそこへ行くまでの道が山があったりいろいろするわけなので、当然あそこまでごみを集めても持っていけるかどうか分からない。そういった場合に、じゃあごみをどこへ持っていくのか、そうしたことも考えなきゃならないと思うので、計画はあくまで計画ですので、それを実際に、じゃあ起こった場合にどう

するかということを明記していくという、マニュアル化していくということが私は大事じゃないかなというふうに思うので、是非今後、熊本の災害を参考にして職員の意見なんかも聞きながら、早い段階でこういう防災計画のマニュアル本を実際に作っていくということに取り掛かっていただきたいなというふうに思います。

続きまして、先ほど数字的に650人という、お亡くなりになられる方の数字をおっしゃられましたけれども、内陸においては熊本もそうでしたがそんなには、家屋の倒壊等でお亡くなりになられる方はおるかもしれないですが、興津地区、志和地区においてはやっぱり津波の被害ということで、人的にはやっぱり大きな被害が生まれるかなというような危惧もしておるんですが、亡くなられた方をそのままにしておくというわけにはいかないわけで、東北なんかの災害を思い出していただければ、かなりの方が津波で流されて捜索されて見つけられて、それを結局そのままにしておくわけにはいかない。じゃあどこへ持っていくのかということなんですよ。じゃあそれをどこへ持っていくということも考えているのか、じゃあそのままにしておくわけにはいかないんで、毛布で囲っておくだけではないわけなので、当然遺体を収納する遺体袋、そういうものは考えているのか。あと検死、亡くなられた人がそこにいるからといって、勝手にはつつけないんですよ。つつけるのは警察の方と医師の方が検死をした上でないとつつけない。埋葬を勝手にやると死体遺棄になってしまうので、その検死の部分に対しての関係はどうなっておるのか、そうしたところが実際に、分かっておる範囲でいいですので、お答えいただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） 現在、想定されております南海トラフ地震では、先ほども申しました、予定では650人の方がお亡くなりになるという数値になっておりますが、遺体の安置、検案、そして収容等につきましては現在、先ほども申しましたが応急期機能配置計画で、どこへ配置してどこで検案をやって仮埋葬地をどのようにしていくかという場所は、そのところの計画で作るようになっております。その中で、そういうご遺体等を担当する部署のほうでは細かい計画等はこれからマニュアルづくりをしていくようになっております。そういうところもいろいろありまして、各部各班の計画、マニュアルにつきましては去年から取り掛かっておりますが、今年、各局のほうでも最終的につくり上げる計画でやっておりますので、その中でのいろいろな課題、トイレもありました。埋葬するにしてもお棺はどうするのかというようなものもありますが、そういうところを集めまし

て、今後配備計画、そちらのほうをしていきたいと考えているところでございます。

それから、仮設住宅等について大規模な場合は県を通じてというところもありますが、そこらは町内の木材を使ってというところでの、そちらのほうも検討していきたいとは思っております。

それから、先ほどの答弁で忘れておりましたが、近隣の市町村との協力というところでございます。これにつきましては、近隣に限ったわけではありませんが、他県を越えた支援体制もやっていかないかと思っているところでございます。近隣との協力体制ということで今、検討しているところは、高幡広域で今検討しておりますのが避難所の対策です。四万十町のほうは幸いにも海岸部は興津地区、志和地区のみになりますが、中土佐町、そして須崎市などはほとんど海岸部になる部分がありますので、そこで避難困難者になった方を四万十町のほうで引き受けるような対策も今、検討しているところです。そういった面では近隣の市町村と協力しながらやろうということでやっている経過がございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） ありがとうございます。今お答えをいただきました広域でということで連携を図っていくと。ということは、四万十町が一番頼られるんじゃないかなと。近隣の町村との連携となると、やっぱり高台にあるということで四万十町が一番頼られる地域に逆になっていくんじゃないかなというふうに。じゃ、四万十町の防災計画、それに対してはやっぱりもっとかなりレベルの高いものが求められるんじゃないか。このマニュアルに関しても早い段階で防災の先進地というぐらいのスピードでやっぱり図っていくべきじゃないかなというふうに思うんですね。

先進地というところでいえば、今までに各自治体では自主防災訓練等は行われてはおりますが、この四万十町全体で、全体にも及びませんけど、少なくとも町職、地方職とか役場周辺、関係機関との取り組んでの実際の防災訓練、そういうのはまだ一度も行われたようには思わないんですが、そういうその防災訓練は必要じゃないかなと。この防災計画を見てみると、これにもやはり一応書かれておるわけなんですね。組織動員の訓練、特に大規模地震の発生を想定した職員参集訓練を行うというようなことも書かれております。関係機関、警察、病院、いろいろなところの関係機関との実際のシミュレーションをした防災訓練というのをやっぱりやっておかないと、いざというときに職員も家におった

り、皆昼間のこういう役場におるときとは限らないわけなので、そうしたところも想定しながら、大規模な訓練をやるんじゃないしに、小さな訓練でもいいので実際に訓練をやっておくということが大事なことじゃないかなと思うので、そういった防災訓練の計画、それを実際にやるかやらんとかいうような、そういった話はあるのかないのかお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（橋本保君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） 訓練関係の質問でございましたが、本町での訓練等の実施状況でございますが、主に自主防災組織を中心とした訓練の実施、総合的な訓練では県、国、それから広域で行う総合訓練等に参加するというような状況になっております。

総合的な訓練につきましては、議員がおっしゃられたとおり必要性は大変感じているところではあります、実際には実施にまで至っていないというところです。また、応援協定をいろいろ結んでおりますが、そのような結んでいる組織からも要望も出ているところですが、なかなか実施に至っていないという状況でございます。

本町としても大規模な災害に備えて、関係機関、団体とも一緒になった総合訓練は大変重要、必要だと考えているところでございます。また、現在、災害対策本部の機能充実ということで、昨年度から取り組んでおりますが、先ほども申しました各部、各班の災害対応業務マニュアルも作成しております。そんな中で災害対策本部の訓練も去年実施したところで、今年も続けて実施していく予定となっております。また各部各班個々の訓練、それぞれ各部署ごとの訓練も今後計画していきたいと思っているところでございます。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私のほうからのご報告申し上げたいと思います。今、アドバイザーということが出ましたが、ちょうどそういった防災アドバイザーにこの間からちょっとお世話になって、まずはその指令系統、そこからやらなくちゃだめだということでご指摘がございました。平成27年度には災害対策本部の本部員を集めて、実際情報収集から始めて、もう一発、どういったことがぼんと起こったときにと想定をしながらやりました。なかなか初めての取組でありましたので、本当に蜂の巣をつついたような状況にもなったように思いますが、アドバイザーにおいては、今言われたように、やはりそういった指令系統をしっかりしながら防災訓練を予定しております。ですから、なるだけ担当課長のほうに早目にそういった、まずは災害対策本部が一定のしっかりした情報収集、そして指令系統がしっかりできないと、訓練をやってもなかなか変な話になりますので、今年は早期に

そういった災害対策本部の機能、そして指揮命令系統がしっかりできるような体制を早目にとりながら、できるだけ早期に、例えば先ほども報告がありましたが、町職員だけでは足りません。ですからやはり、それぞれ団体の職員とどういった協力をもらうかとか、そういうことを含めて、今後早期に一回やってみたいと思います。また近々アドバイザーのほうからもちっと連絡がありますので、そこも含めて、そういった企画もお願いするようにはしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（橋本保君） 14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） 前向きに取り組んでいきたいということですので、是非、防災訓練の実施は取り組んでいただきたいというふうに思います。というのは、興津とか志和、海岸線においてはもう、相当な危機感を持っておるわけなんですよ。ですから、そういったことも、内陸のほうでもそういう危機感もう既にみんなが持たないかんと思うわけなんですよ。実際、けどやっぱりまだ、内陸のほうの方は他人の火事ぐらいにしか思っていないんじゃないかなというふうな。だからその温度を上げるのは、その役目もやっぱり行政の役目じゃないかなと思うので、是非行政が、今先ほどこっちと私がし尿処理とか仮設住宅とかって、この中から摘まんだたった三点ですけど、もっといっぱい決めておかないといけないこと、決めなければならないこと、決められていないことが多いわけなんですよ。そこをまずは、計画のこの部分をまずしっかりとつくることから始めなきゃいけないし、そういった防災のことも実際に毎日、例えばこの前、保育園の園児の浮くあれを付ける訓練をやっていましたけど、毎日やっていたら2歳、3歳児、4歳児でも付けられるようになっていくわけなんですよ。だから毎日そうやってやることで癖づいていく、そういった刷り込みというのも必要ですし、そういう危機感を持たせていくというのも、やっぱり大事なことじゃないかなというように思うので、是非行政は、本当にこの前の大学の教授なんかも言っていましたけど、これはもう引き金になりかねないと。いつくるかは本当に分からないよということはもう大きな声で言っていますので、町民の財産と生命を守るという意味でも、これに関しては全力というか必死になって取り組んでもらいたいなと。

当然、議会のほうでも去年に滋賀県の大津市というところに視察に行って、そこでは議会BCPというようなことに取り組んでおられました。当然、議会のほうも議会BCP以外の議員の災害に対しての役割、そういったところも早い目に取り組んでいかなければならないなと思っていますので、行政のほうもその分をよく理解していただいて取り組んでいた

だきたいというふうに思います。

続きまして、次の質問で、消防団のことなんですが、私も消防団員の一人なんですが、四万十町の消防団員、ちょっと合計していないんですが、窪川、大正等は全部で団員が今、現実おるわけなんです、何が問題になっているかというと、この前の免許制度の改正によりまして、普通免許を持っている方が3tまでやった、4tまでは乗れないのかな。そういう免許制度に改正されて、ちょっと詳しくあれしていないですが、そういう問題が起こってきまして、窪川分団で調べたところ、6名の人がポンプ車、運搬車があるんですが、それに乗れない、運転できないということが起こっております。ほかの分団でも1名とか2名とか、ほかの分団は少ないんですが、窪川分団だけが突出して6名と多いんですが、当然少子高齢化をいえば当然我々、私も含め高齢化していっているわけなんですよね。新しい団員を入れても、新しい団員というのは平成生まれあたりになってくると思うんですが、そういうあたりになると免許は持っているけれどもポンプ車を運転できないというようなことが起こってくると。実際にこの窪川分団においては6名が乗れない。じゃ、いざ火事が起こった場合に招集がかかって、免許を持っている者が来ればいいんですが、免許を持っていない者がいた場合にはポンプ車が動かない。極端な例ですけども、そういったことが起こる可能性が出てくるわけなんですよね。

何が言いたいかといいますと、消防団員、皆一応、年次の活動費用というのは出てるわけなんです、それも本当に微々たるものです。この免許をじゃあ自分で取れと言うのかということになるので、できたらこういう、ボランティアで消防団員になってくれる方に対しての免許に対して何らかの助成ができないかなということで、この質問をさせていただいたんですが、これに対しての考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） まず最初に、現在の道路交通法の関係の普通免許のほうをちょっと説明させていただきます。現在の道路交通法では普通免許では車両総重量5t未満までとなっているところでございます。ただ、平成21年6月1日以前に普通免許を取得した者については条件がついておりまして、8t未満の車まで運転できるというところになっております。先ほど3tという数字が出ておりましたが、それにつきましては現在は五トン未満ということですが、来年度、道路交通法の改正が予定されているという情報ではございますが、それになりますと普通自動車で3.5t未満の自動車しか運転できないという、これはあくまでも今のところの予定ですが、そういうことになっております。

消防団員の状況もちょっと説明させていただきますが、先ほど議員のほうからありましたが、消防団員の状況でございます。5月末で調査させていただいた結果、普通免許証資格者で5t以上の車の運転のできない者が団員の中に15名、現在いるところでございます。全体で見ると約4%というところになります。消防団にはポンプ車、小型ポンプ積載車など28台の車両を配備をしておりますが、そのうち今の現在5t以上の車両については4台というところで確認しております。4台で4分団が使用しているということで、それになりますと現在7名の団員が運転できないという状況になっております。免許のことにしましては、消防団幹部会等を通じて団長のほうからも、車両重量のところは十分確認して無免許運転はしないようにという周知徹底はしているところでございます。また、免許費用、取るのに助成支援はというところでございますが、運転免許につきましては個人の資格というところもありますので、取扱いが難しいところでもございます。団のほうでは現在、普通免許の資格に関することについてはまだ検討の段階は上がってきておりませんが、確かに消防車を運転できない団員が多くなるというところにつきましては、あまり好ましくないと思うところでございます。先ほども申しましたが、来年6月には新たな改正もあると聞いておりますので、今後、これからの団の意向も聞きながら検討していきたいというところでございます。

○議長（橋本保君） 14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） 今後、検討していきたいということですが、本当に消防団員確保も結構難しいわけなんですよ。年齢がかなり高齢化もしてくる上で、上の者はやめていく。じゃ下の者は、若い者が入ってきても、その若い者は免許の制度の関係で乗れないというようなこともこれから、今の時点で7名とかと言われましたけれども、これから増えてくる可能性も出てくる。そうなってきたら実際に、じゃ無免許で乗っていいのかということになるので、100%助成をしろとは言いませんけれども、何らかの手立ては考えておく必要が、これからの先ほどの災害の部分でも、消防団の役割というのは大きいわけなので、そういったときのことも考えて消防団に対しての、この免許制度に対しての助成の部分の方向を少し考えていただいたらなというふうに思います。

あと、消防署のほうにお聞きしたんですが、全国的にこれは問題になっているらしいんですよ。消防庁のほうでも免許制度の変更で乗れないということが起こっておるし、これから起こってくる。何を対策として考えているかということ、もっと小さい車両、三トン未満の小さい車両をじゃあ構えたらいいんじゃないかとかいうような方向を出しているらし

いんですが、じゃ、多分それを買うにしても100万円や200万円じゃないと思うので、結局そんな金額でそれを購入するんやったら免許の一つ、二つ、取ったほうが、それに対しての助成を出したほうがずっと安いんじゃないかと思うので、そういうのはまだこれから先なんでしょうけれども、実際に現実には窪川分団においてはもう、6名乗れないという現実的な問題が起こっておりますので、そこら辺、是非前向きに検討していただけたらというふうに思います。

以上で私の通告した内容は全て終了しましたが、この防災に関して、本当に直近というか、本当にすぐ、いつ起こるかわからないことなので、この計画書を本当にマニュアル化していただくことを切にお願いしまして、私の質問を終わらせていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（橋本保君） これで14番武田秀義君の一般質問を終わります。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第2、陳情第28-9号、2017年度地方財政確立に向けた地方自治法第99条に基づく議会採択について（お願い）を議題とします。

この陳情議案につきましては、所管の総務常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

12番総務常任委員長堀本伸一君。

○総務常任委員長（堀本伸一君） それでは、私のほうで報告をさせていただきます。

平成28年6月15日、四万十町議会議長橋本保様。総務常任委員長堀本伸一。陳情審査報告書であります。本委員会に付託されました陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条第1項及び第95条の規定により報告をいたします。

受理番号、陳情第28-9号です。付託年月日、平成28年6月8日。件名、2017年度地方財政確立に向けた地方自治法第99条に基づく議会採択について（お願い）。審査の結果は採択すべきものと決定をしております。付記として反対者1名、さらには意見書の提出が予定されておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

続きまして、委員会の審査経過報告書でございます。

陳情第28-9号、審査日平成28年6月9日木曜日ということでございます。場所は東庁舎3階委員会室A。

1、件名、2017年度地方財政確立に向けた地方自治法第99条に基づく議会採択について（お願い）でございます。

2、説明者、なし。

3、審査意見、地方の意見として特に反対の理由はない。また、反対者の視点も大事にしながら、この意見書の要点も大事に考えていくことは重要である。トップランナー方式の意味を判断すれば、都市部と地方に格差が生じてくるので格差是正、つまり現状の維持をうたっているのではないかと理解をする。また、3月議会で発委で提出済みの意見書の内容と同じであり、今回反対の理由はないということでございます。

4番、審査結果として採択と決定しております。

5番、意見書提出がございます。

6番、反対意見、西原議員です。また意見についてはここに付しておりますので、目を通していただいたらというふうに思います。

以上でございます。ご審議を賜り、ご決定いただきたいというふうに思います。

○議長（橋本保君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

これより、総務常任委員長の報告について、質疑があればこれを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより陳情第28-9号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第28-9号、2017年度地方財政確立に向けた地方自治法第99条に基づく議会採択について（お願い）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。この陳情について委員長報告は採択です。陳情第28-9号、2017年度地方財政確立に向けた地方自治法第99条に基づく議会採択について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立多数です。反対者、16番西原眞衣君。したがって、陳情第28-9号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 2 時51分 散会

